

# 居住支援に関するアンケート調査報告書

令和8年3月

名古屋市・名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

# 目 次

I	調査概要	1
1	調査目的	
2	調査種類	
3	「民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査」概要	
4	「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」概要	
5	「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」概要	
6	その他	
II	「民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査」集計結果	5
III	「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」集計結果	23
IV	「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」集計結果	42
V	考察とまとめ	53
	資料	56
	「大家等のニーズに関するアンケート調査」アンケートフロー図	
	住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査のご協力をお願い	
	「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」報告票・個票	
	「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」調査票	
	「居住支援法人を対象としたアンケート調査」アンケートフロー図	

# I 調査概要

## 1 調査目的

名古屋市内の民間賃貸住宅における高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の受入れ実態や住宅に困窮する要配慮者の住宅ニーズ、居住支援を行う相談支援機関等の支援ニーズを把握し、要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化に向けた居住支援の取組みを進めるための基礎資料にするとともに、具体的取組みの参考資料とします。

## 2 調査種類

- (1) 民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査
- (2) 住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査
- (3) 居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査

## 3 「民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査」概要

### (1) 調査対象

市内の民間賃貸住宅を所有する大家又は管理等を行う不動産事業者

### (2) 調査方法

市内の民間賃貸住宅を所有する大家については、市内で賃貸住宅仲介・管理事業を行う主要な民間事業者を通じて、また、不動産事業者については、不動産関係団体の協力のもと調査協力依頼文を配布もしくは配信し、ウェブアンケート方式で行いました。なお、配布・配信等にご協力いただいた民間事業者・不動産関係団体は、以下のとおりです。

民間事業者	株式会社ニッショー、株式会社ミニミニ、株式会社エイブル
不動産関係団体	公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会東海ブロック 公益社団法人 愛知共同住宅協会

(順不同)

### (3) 調査時期

令和7年10月1日から10月31日

### (4) 調査票

資料「大家等のニーズに関するアンケート調査」アンケートフロー図のとおり

### (5) 回収結果

協力依頼文配布数 1,937件(左記の他、ウェブ等による配信を実施)

有効回収数 266件

#### 4 「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」概要

##### (1) 調査対象

- ・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口
- ・名古屋市内で活動する居住支援法人
- ・住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネーター事業)

【調査対象機関等】 53 機関・82 部署・26 法人・1 機関 計 162

相談支援機関 (53 機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋国際センター事業課</li> <li>・いきいき支援センター</li> <li>・障害者基幹相談支援センター</li> <li>・仕事・暮らし自立サポートセンター</li> </ul>
区役所・支所 (82 部署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等の相談</li> <li>・福祉コンシェルジュによる相談</li> <li>・生活保護に関する相談</li> <li>・保健センター子育て総合相談窓口の相談</li> </ul>
居住支援法人 (26 法人)	
住まいサポートなごや (1 機関)	

(順不同)

##### (2) 調査方法

- ・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口  
調査対象機関において受けた1か月間(令和7年9月)の相談のうち、「住まいに関する相談」に該当する場合に、所定の個票の作成を依頼しました。
- ・名古屋市内で活動する居住支援法人  
ウェブアンケート方式で、各居住支援法人における令和6年度の相談・支援実績の回答を依頼しました。
- ・住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネーター事業)  
令和6年度の相談・支援実績を集計しました。

##### (3) 調査時期

- ・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口を対象とした調査  
令和7年9月1日から9月30日
- ・名古屋市内で活動する居住支援法人を対象とした調査  
令和7年9月

(4) 調査票

資料「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」報告票・個票、  
「居住支援法人を対象としたアンケート調査」アンケートフロー図のとおり

(5) 回収結果

- ・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口 348 件
- ・名古屋市内で活動する居住支援法人 26 件

5 「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」概要

(1) 調査対象

- ・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口
- ・名古屋市内で活動する居住支援法人
- ・住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネート事業)

【調査対象機関等】 53 機関・104 担当・26 法人・1 機関 計 184

相談支援機関 (53 機関)	・名古屋国際センター事業課 ・いきいき支援センター ・障害者基幹相談支援センター ・仕事・暮らし自立サポートセンター
区役所・支所 (104 担当)	・福祉課・区民福祉課(障害福祉担当及び高齢福祉担当) ・民生子ども課・区民福祉課(民生子ども担当及び生活保護担当) ・保健センター子育て総合相談窓口
居住支援法人 (26 法人)	
住まいサポートなごや (1 機関)	

(順不同)

(2) 調査方法

- ・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口  
各機関・部署に所定の調査票の作成を依頼しました。
- ・名古屋市内で活動する居住支援法人  
各居住支援法人にウェブアンケート方式で回答を依頼しました。
- ・住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネート事業)

ヒアリング調査を実施しました。

(3) 調査時期

・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口を対象とした調査

令和7年9月1日から9月30日

・名古屋市内で活動する居住支援法人を対象とした調査

令和7年9月

(4) 調査票

資料「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」調査票、「居住支援法人を対象としたアンケート調査」アンケートフロー図のとおり

(5) 回収結果

・福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口 135件

・名古屋市内で活動する居住支援法人 26件

## 6 その他

(1) 実施主体

名古屋市・名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

(2) 集計・分析

名古屋市・名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

(3) 調査監修

中京大学総合政策学部教授 岡本 祥浩

## Ⅱ 「民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査」集計結果

### 問1. あなたの立場をお聞かせください。(複数選択可)

「民間賃貸住宅の大家」が61.7%と最も多くなっています。次いで「賃貸住宅の仲介事業者」が27.8%、「賃貸住宅の管理事業者」が13.5%となっています。

民間賃貸住宅の大家(賃貸人)	賃貸住宅の仲介事業者	賃貸住宅の管理事業者	その他	回答者数
164	74	36	5	266
61.7%	27.8%	13.5%	1.9%	

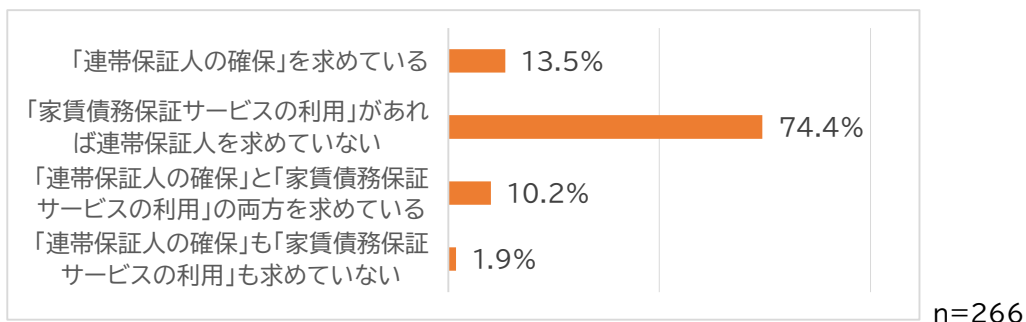
### 問2. あなたが所有(又は貴社が仲介・管理・サブリース)する賃貸住宅を賃貸する際に、連帯保証人の確保または家賃債務保証サービスの利用を条件としていますか。

「家賃債務保証サービスの利用があれば連帯保証人を求めている」が74.4%と最も多く、次いで「連帯保証人の確保を求めている」が13.5%、「連帯保証人の確保」と「家賃債務保証サービスの利用」の両方を求めている」が10.2%となっています。

「連帯保証人の確保」を求めている」と「連帯保証人の確保」と「家賃債務保証サービスの利用」の両方を求めている」を合わせると、連帯保証人の確保を求めている割合は23.7%となっています。

「連帯保証人の確保」を求めている	「家賃債務保証サービスの利用」があれば連帯保証人を求めている	「連帯保証人の確保」と「家賃債務保証サービスの利用」の両方を求めている	「連帯保証人の確保」も「家賃債務保証サービスの利用」も求めている	合計
36	198	27	5	266
13.5%	74.4%	10.2%	1.9%	100.0%

図1 所有(又は仲介・管理・サブリース)する賃貸住宅を賃貸する際の連帯保証人の確保または家賃債務保証サービスの利用の条件

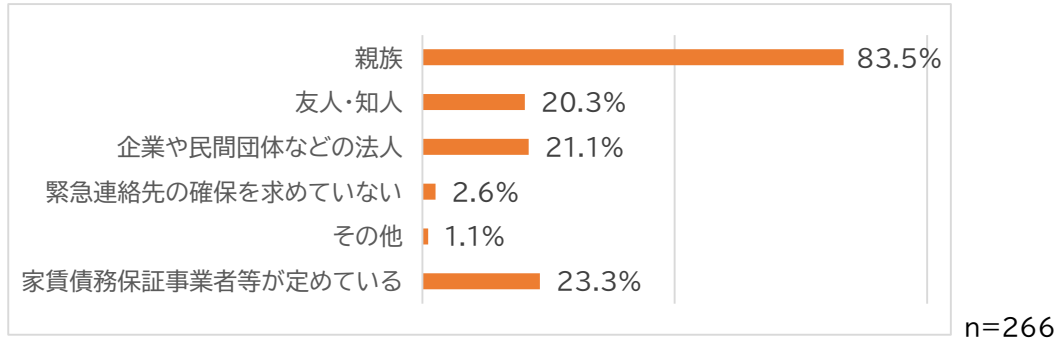


問3. あなたが所有（又は貴社が仲介・管理・サブリース）する賃貸住宅を賃貸する際に、緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。（複数選択可）

「親族」が83.5%と最も多くなっています。

親族	友人・知人	企業や民間団体などの法人	緊急連絡先の確保を求めている	その他	家賃債務保証事業者等が定めている	回答者数
222	54	56	7	3	62	266
83.5%	20.3%	21.1%	2.6%	1.1%	23.3%	

図2 所有（又は仲介・管理・サブリース）する賃貸住宅を賃貸する際に定める緊急連絡先の条件

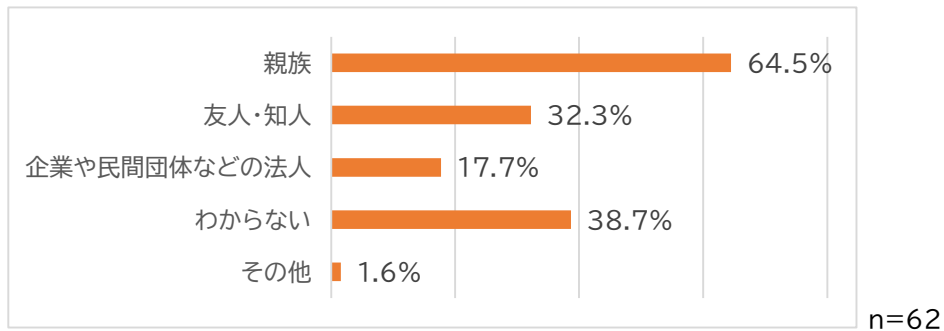


問3-2. 家賃債務保証会社等において緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。（複数選択可）

「親族」が64.5%と最も多くなっています。

親族	友人・知人	企業や民間団体などの法人	わからない	その他	回答者数
40	20	11	24	1	62
64.5%	32.3%	17.7%	38.7%	1.6%	

図3 家賃債務保証会社等において定める緊急連絡先の条件

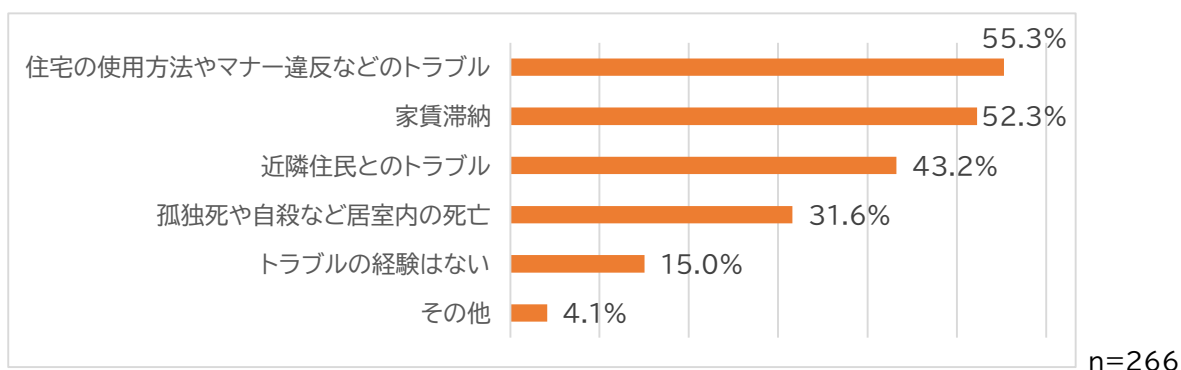


問4. あなたが所有（又は貴社が仲介・管理・サブリース）する賃貸住宅において、特に対応に苦慮したトラブルを3つまで選択してください。（3つまで選択可）

「住宅の使用方法やマナー違反などのトラブル」が55.3%と最も多く、次いで「家賃滞納」が52.3%、「近隣住民とのトラブル」が43.2%、「孤独死や自殺など居室内の死亡」が31.6%となっています。

住宅の使用方法やマナー違反などのトラブル	家賃滞納	近隣住民とのトラブル	孤独死や自殺など居室内の死亡	トラブルの経験はない	その他	回答者数
147	139	115	84	40	11	266
55.3%	52.3%	43.2%	31.6%	15.0%	4.1%	

図4 所有（又は仲介・管理・サブリース）する賃貸住宅において特に対応に苦慮したトラブル

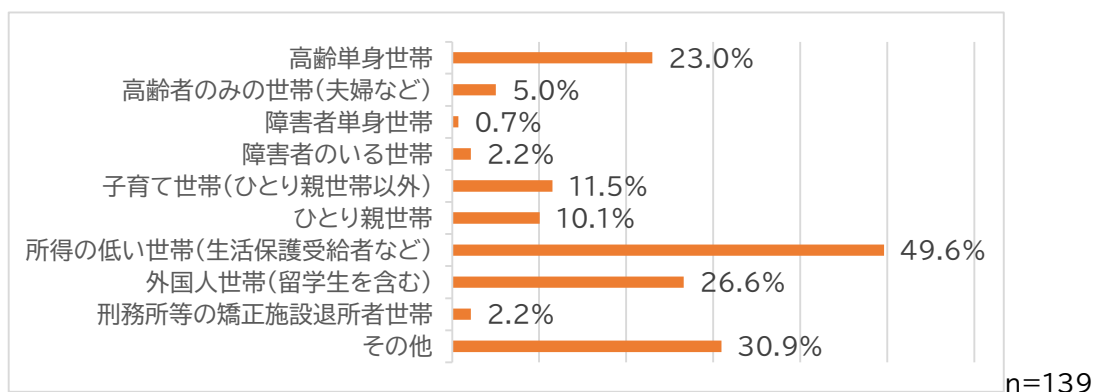


問4-2. 家賃滞納があったのは、どのような世帯でしたか。（複数選択可）

「所得の低い世帯（生活保護受給者など）」が49.6%と最も多く、次いで「外国人世帯（留学生を含む）」が26.6%、「高齢単身世帯」が23.0%となっています。「その他」は30.9%であり、高齢でない単身世帯や学生などが含まれます。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯（夫婦など）	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯（ひとり親世帯以外）	ひとり親世帯	所得の低い世帯（生活保護受給者など）	外国人世帯（留学生を含む）	刑務所等の矯正施設退所者世帯	その他	回答者数
32	7	1	3	16	14	69	37	3	43	139
23.0%	5.0%	0.7%	2.2%	11.5%	10.1%	49.6%	26.6%	2.2%	30.9%	

図5 家賃滞納があった世帯

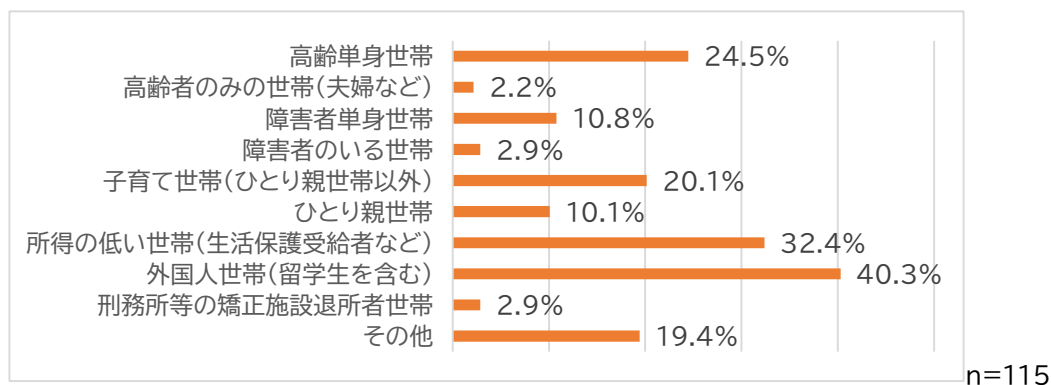


問4-3. 近隣住民とのトラブルがあったのは、どのような世帯でしたか。(複数選択可)

「外国人世帯(留学生を含む)」が40.3%と最も多く、次いで「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が32.4%、「高齢単身世帯」が24.5%、「子育て世帯(ひとり親世帯以外)」が20.1%となっています。「その他」は19.4%であり、高齢でない単身世帯などが含まれます。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯(ひとり親世帯以外)	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	その他	回答者数
34	3	15	4	28	14	45	56	4	27	115
24.5%	2.2%	10.8%	2.9%	20.1%	10.1%	32.4%	40.3%	2.9%	19.4%	

図6 近隣住民とのトラブルがあった世帯

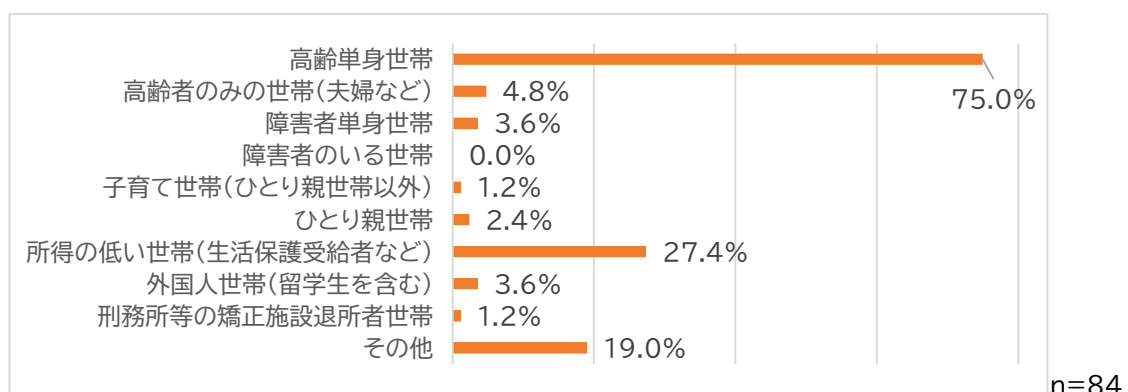


問4-4. 孤独死や自殺など居室内の死亡があったのは、どのような世帯でしたか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が75.0%と最も多く、次いで「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が27.4%、「その他」(高齢でない単身世帯など)が19.0%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯(ひとり親世帯以外)	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	その他	回答者数
63	4	3	0	1	2	23	3	1	16	84
75.0%	4.8%	3.6%	0.0%	1.2%	2.4%	27.4%	3.6%	1.2%	19.0%	

図7 孤独死や自殺など居室内の死亡があった世帯

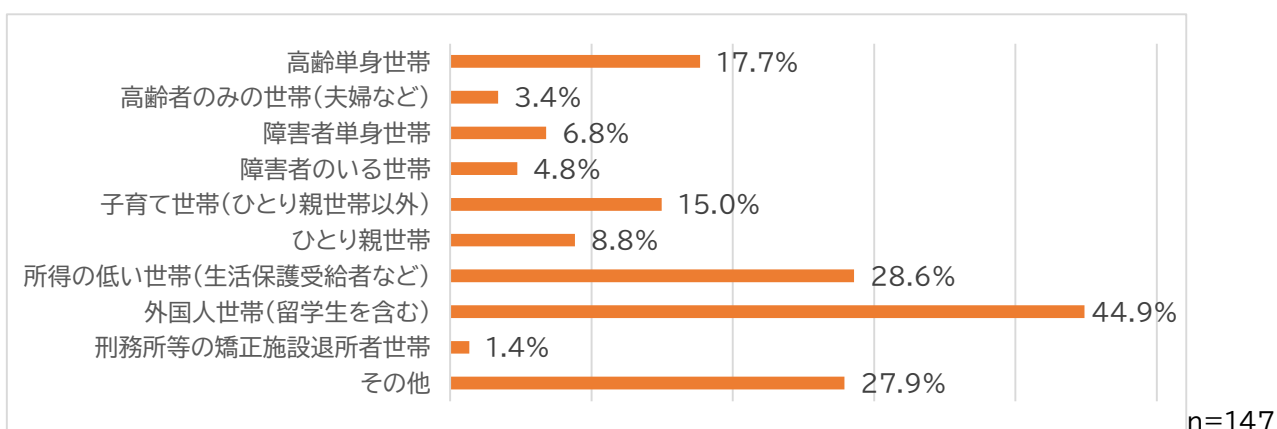


問4-5. 住宅の使用方法やマナー違反などのトラブルがあったのは、どのような世帯でしたか。(複数選択可)

「外国人世帯(留学生を含む)」が44.9%と最も多く、次いで「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が28.6%、「高齢単身世帯」が17.7%、「子育て世帯(ひとり親世帯以外)」が15.0%となっています。「その他」は27.9%であり、高齢でない単身世帯などが含まれます。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯(ひとり親世帯以外)	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	その他	回答者数
26	5	10	7	22	13	42	66	2	41	147
17.7%	3.4%	6.8%	4.8%	15.0%	8.8%	28.6%	44.9%	1.4%	27.9%	

図8 住宅の使用方法やマナー違反などのトラブルがあった世帯



問4-6. 「その他」に入力したトラブルがあったのは、どのような世帯でしたか。  
回答者数が少ないため、集計結果の掲載を割愛します。

問5. あなたが、住宅確保要配慮者の入居トラブル時に相談支援機関等に相談した経験の有無をお聞かせください。(複数選択可)

「相談支援機関等に相談したことはない」が60.4%、相談支援機関等に相談したことがある(いずれかの相談支援機関等に相談した経験があると回答したものの合計)は39.6%となっています。

相談した経験のある相談支援機関等としては、「区役所等の生活保護の窓口」が30.4%と最も多く、次いで「区役所等の高齢福祉の窓口」が6.6%、「いきいき支援センター」が5.7%となっています。

区役所等の生活保護の窓口	区役所等の高齢福祉の窓口	区役所等の障害福祉の窓口	保健センターの子育て総合相談窓口	保健センターの精神障害者福祉相談の窓口	いきいき支援センター	障害者基幹相談支援センター	仕事・暮らし自立サポートセンター	居住支援法人	その他	相談支援機関等に相談したことはない	回答者数
69	15	6	0	0	13	2	3	5	11	137	227
30.4%	6.6%	2.6%	0.0%	0.0%	5.7%	0.9%	1.3%	2.2%	4.8%	60.4%	

図9 住宅確保要配慮者の入居トラブル時に相談支援機関等に相談した経験の有無

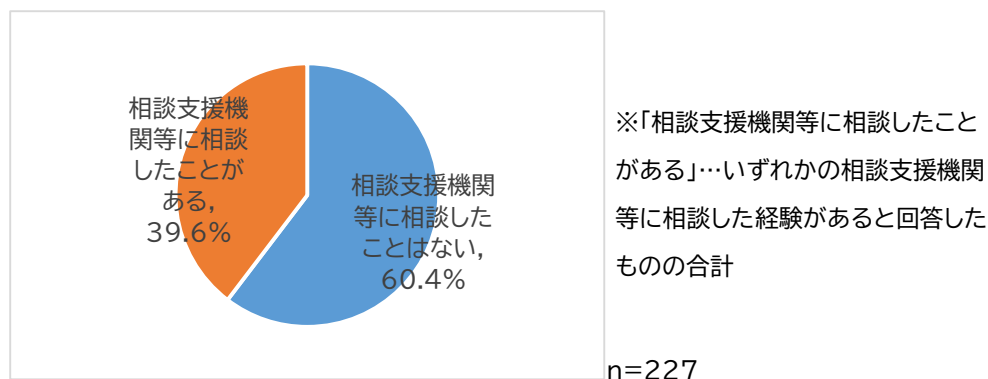
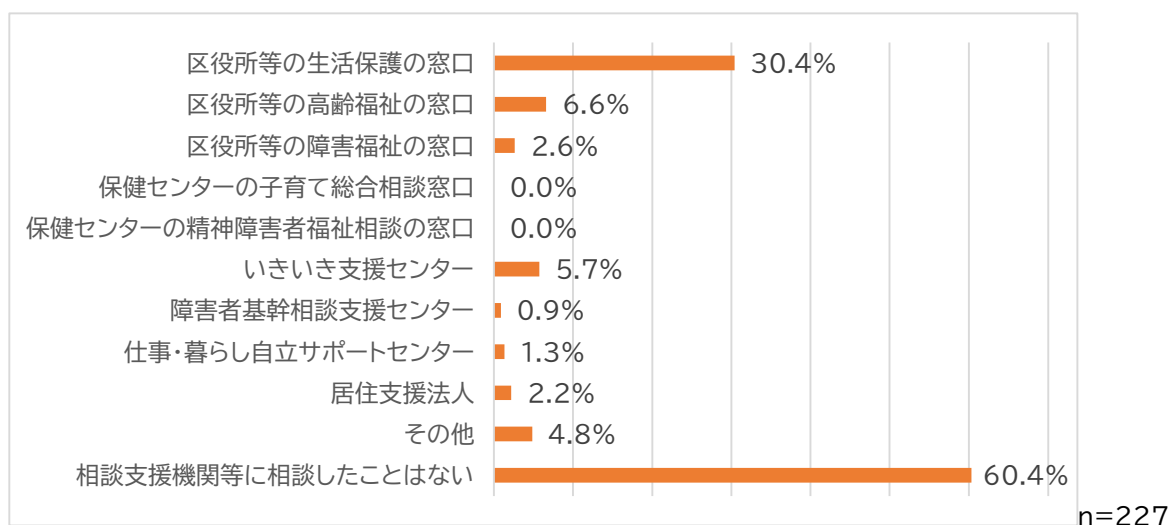


図10 住宅確保要配慮者の入居トラブル時に相談した相談支援機関等

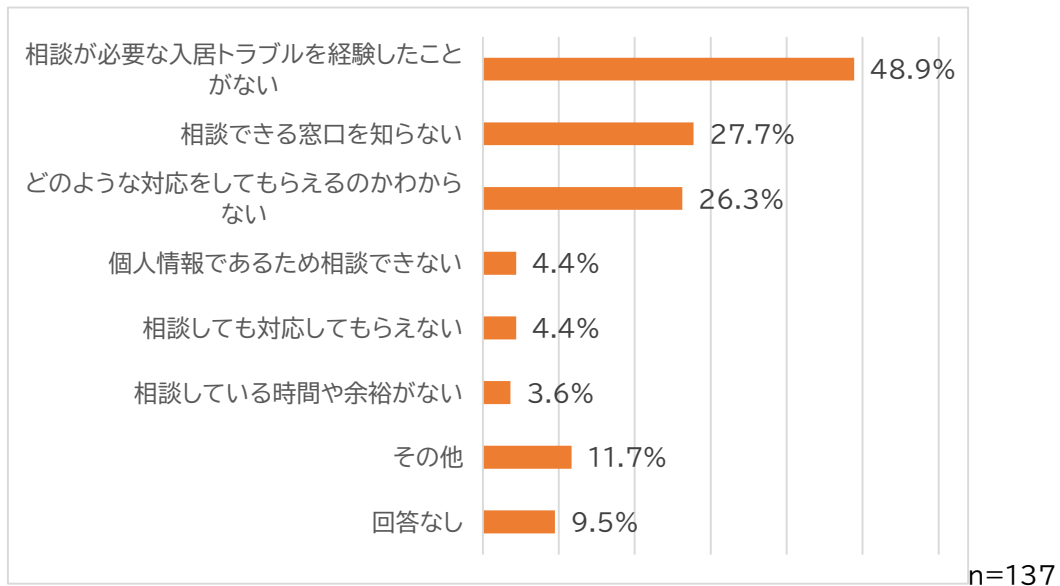


問5-2. 相談支援機関等に相談したことの無い理由をお聞かせください。(複数選択可)

「相談が必要な入居トラブルを経験したことがない」が48.9%と最も多く、次いで「相談できる窓口を知らない」が27.7%、「どのような対応をしてもらえるのかわからない」が26.3%となっています。

相談が必要な入居トラブルを経験したことがない	相談できる窓口を知らない	どのような対応をしてもらえるのかわからない	個人情報であるため相談できない	相談しても対応してもらえない	相談している時間や余裕がない	その他	回答なし	回答者数
67	38	36	6	6	5	16	13	137
48.9%	27.7%	26.3%	4.4%	4.4%	3.6%	11.7%	9.5%	

図1-1 相談支援機関等に相談したことの無い理由

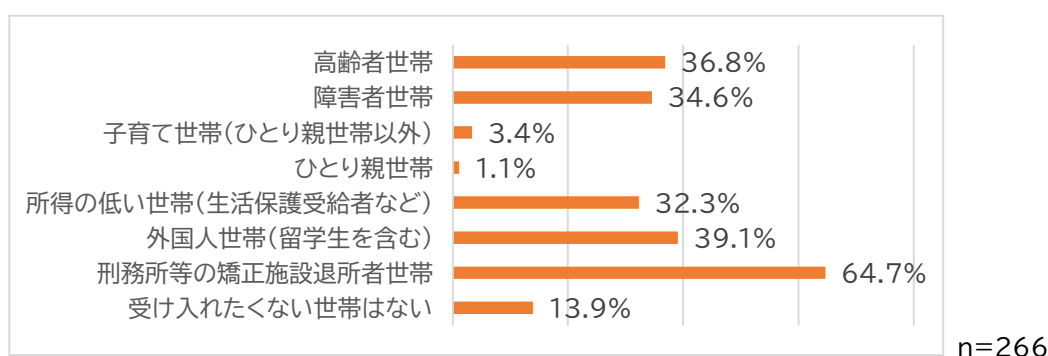


問6. あなたが所有（又は貴社が仲介・管理・サブリース）する賃貸住宅において、通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う世帯をお聞かせください。（4つまで選択可）

「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が64.7%と最も多く、次いで「外国人世帯（留学生を含む）」が39.1%、「高齢者世帯」が36.8%、「障害者世帯」が34.6%、「所得の低い世帯（生活保護受給者など）」が32.3%となっています。

高齢者世帯	障害者世帯	子育て世帯（ひとり親世帯以外）	ひとり親世帯	所得の低い世帯（生活保護受給者など）	外国人世帯（留学生を含む）	刑務所等の矯正施設退所者世帯	受け入れたくない世帯はない	回答者数
98	92	9	3	86	104	172	37	266
36.8%	34.6%	3.4%	1.1%	32.3%	39.1%	64.7%	13.9%	

図12 通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う世帯

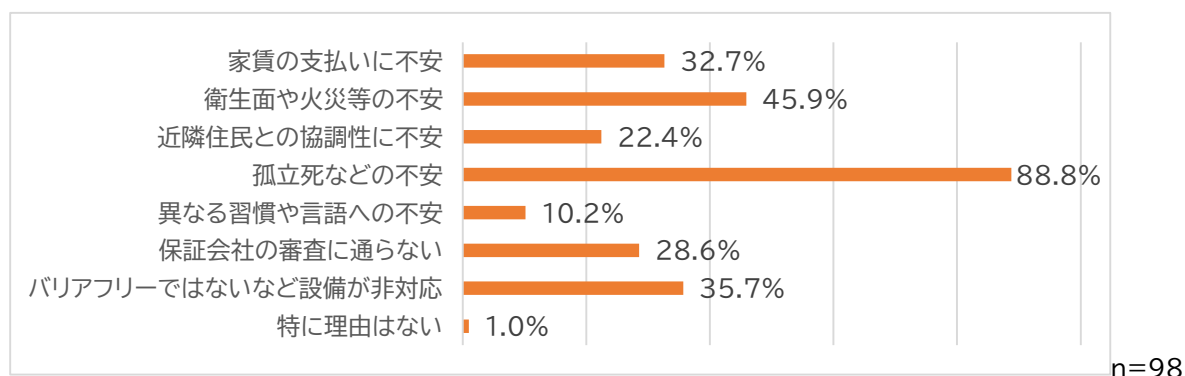


問6-2. 高齢者世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。（複数選択可）

「孤立死などの不安」が88.8%と最も多く、次いで「衛生面や火災等の不安」が45.9%、「バリアフリーではないなど設備が非対応」が35.7%、「家賃の支払いに不安」が32.7%となっています。

家賃の支払いに不安	衛生面や火災等の不安	近隣住民との協調性に不安	孤立死などの不安	異なる習慣や言語への不安	保証会社の審査に通らない	バリアフリーではないなど設備が非対応	特に理由はない	回答者数
32	45	22	87	10	28	35	1	98
32.7%	45.9%	22.4%	88.8%	10.2%	28.6%	35.7%	1.0%	

図13 高齢者世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由

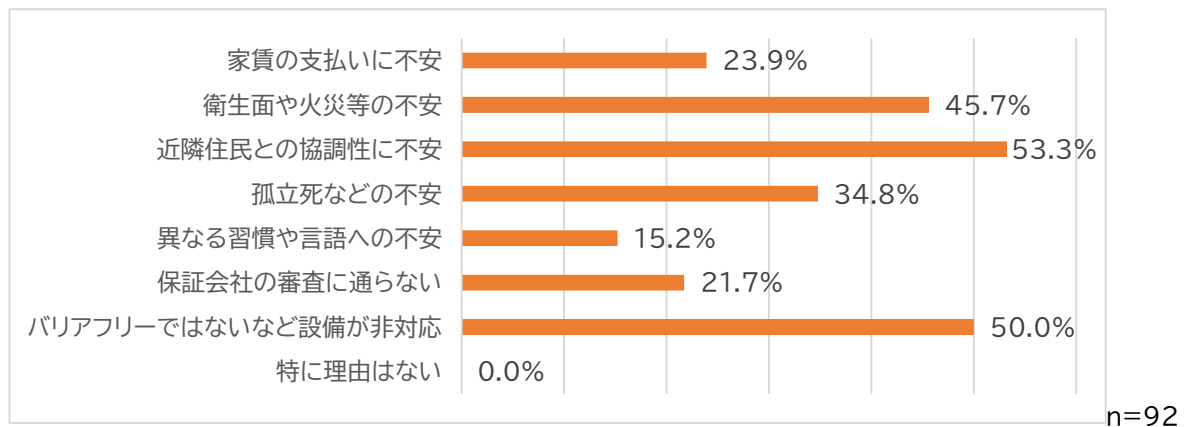


問6-3. 障害者世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。(複数選択可)

「近隣住民との協調性に不安」が53.3%と最も多く、次いで「バリアフリーではないなど設備が非対応」が50.0%、「衛生面や火災等の不安」が45.7%、「孤立死などの不安」が34.8%となっています。

家賃の支払いに不安	衛生面や火災等の不安	近隣住民との協調性に不安	孤立死などの不安	異なる習慣や言語への不安	保証会社の審査に通らない	バリアフリーではないなど設備が非対応	特に理由はない	回答者数
22	42	49	32	14	20	46	0	92
23.9%	45.7%	53.3%	34.8%	15.2%	21.7%	50.0%	0.0%	

図14 障害者世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由



問6-4. 子育て世帯（ひとり親世帯以外）を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。(複数選択可)

回答者数が少ないため、集計結果の掲載を割愛します。

問6-5. ひとり親世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。(複数選択可)

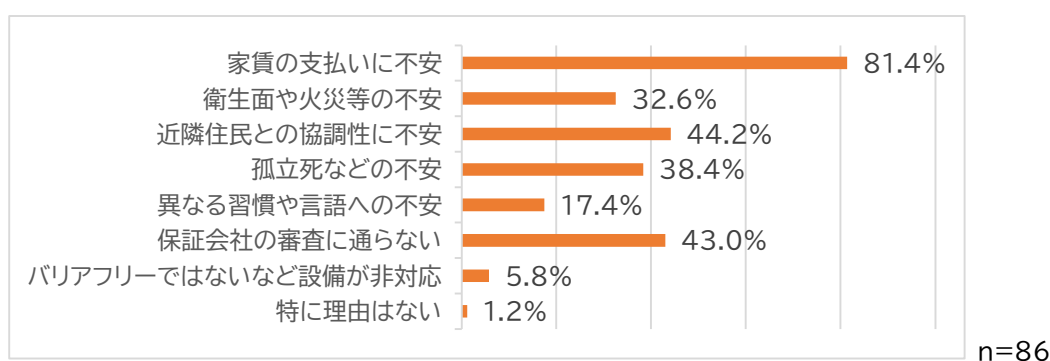
回答者数が少ないため、集計結果の掲載を割愛します。

問6-6. 所得の低い世帯（生活保護受給者など）を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。（複数選択可）

「家賃の支払いに不安」が81.4%と最も多く、次いで「近隣住民との協調性に不安」が44.2%、「保証会社の審査に通らない」が43.0%、「孤立死などの不安」が38.4%、「衛生面や火災等の不安」が32.6%となっています。

家賃の支払いに不安	衛生面や火災等の不安	近隣住民との協調性に不安	孤立死などの不安	異なる習慣や言語への不安	保証会社の審査に通らない	バリアフリーではないなど設備が非対応	特に理由はない	回答者数
70	28	38	33	15	37	5	1	86
81.4%	32.6%	44.2%	38.4%	17.4%	43.0%	5.8%	1.2%	

図15 所得の低い世帯（生活保護受給者など）を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由

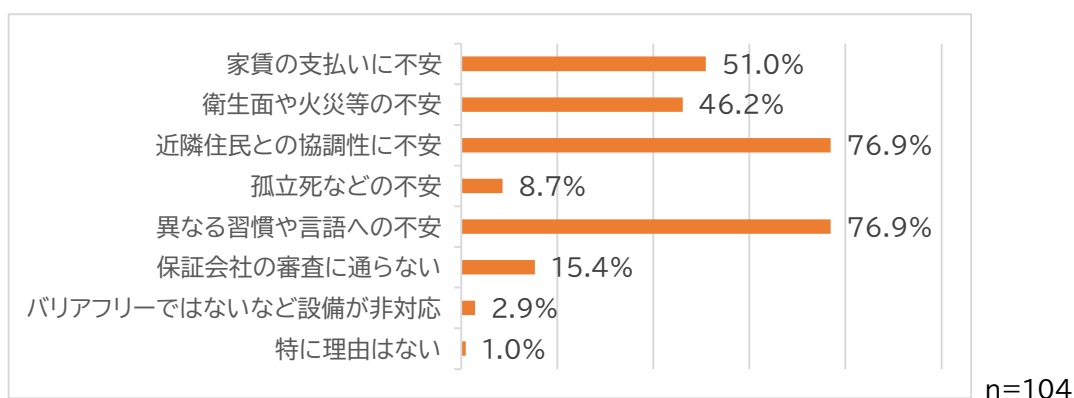


問6-7. 外国人世帯（留学生を含む）を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。（複数選択可）

「近隣住民との協調性に不安」及び「異なる習慣や言語への不安」が76.9%と最も多く、次いで「家賃の支払いに不安」が51.0%、「衛生面や火災等の不安」が46.2%となっています。

家賃の支払いに不安	衛生面や火災等の不安	近隣住民との協調性に不安	孤立死などの不安	異なる習慣や言語への不安	保証会社の審査に通らない	バリアフリーではないなど設備が非対応	特に理由はない	回答者数
53	48	80	9	80	16	3	1	104
51.0%	46.2%	76.9%	8.7%	76.9%	15.4%	2.9%	1.0%	

図16 外国人世帯（留学生を含む）を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由

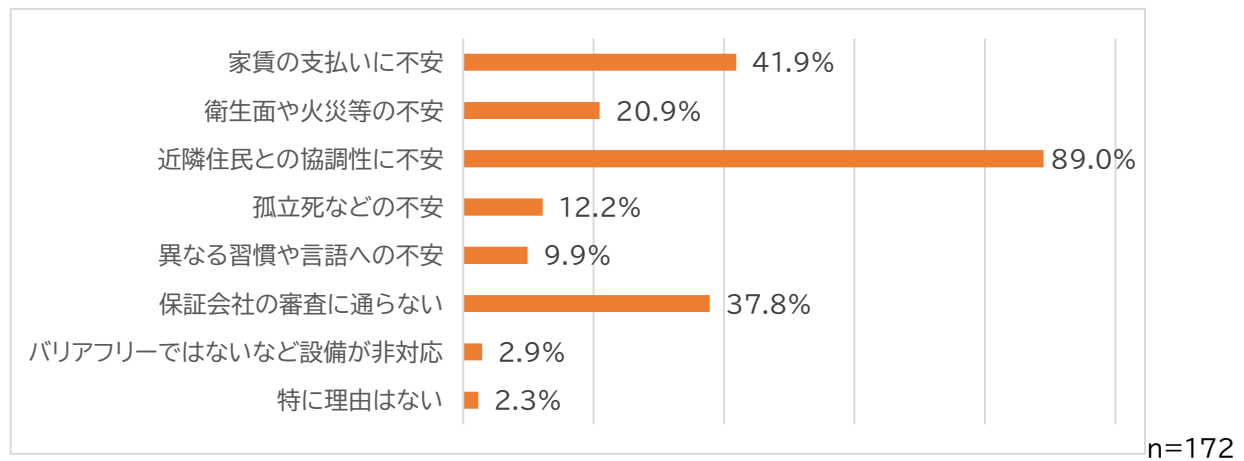


問6－8. 刑務所等の矯正施設退所者世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。(複数選択可)

「近隣住民との協調性に不安」が89.0%と最も多く、次いで「家賃の支払いに不安」が41.9%、「保証会社の審査に通らない」が37.8%となっています。

家賃の支払いに不安	衛生面や火災等の不安	近隣住民との協調性に不安	孤立死などの不安	異なる習慣や言語への不安	保証会社の審査に通らない	バリアフリーではないなど設備が非対応	特に理由はない	回答者数
72	36	153	21	17	65	5	4	172
41.9%	20.9%	89.0%	12.2%	9.9%	37.8%	2.9%	2.3%	

図17 刑務所等の矯正施設退所者世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由

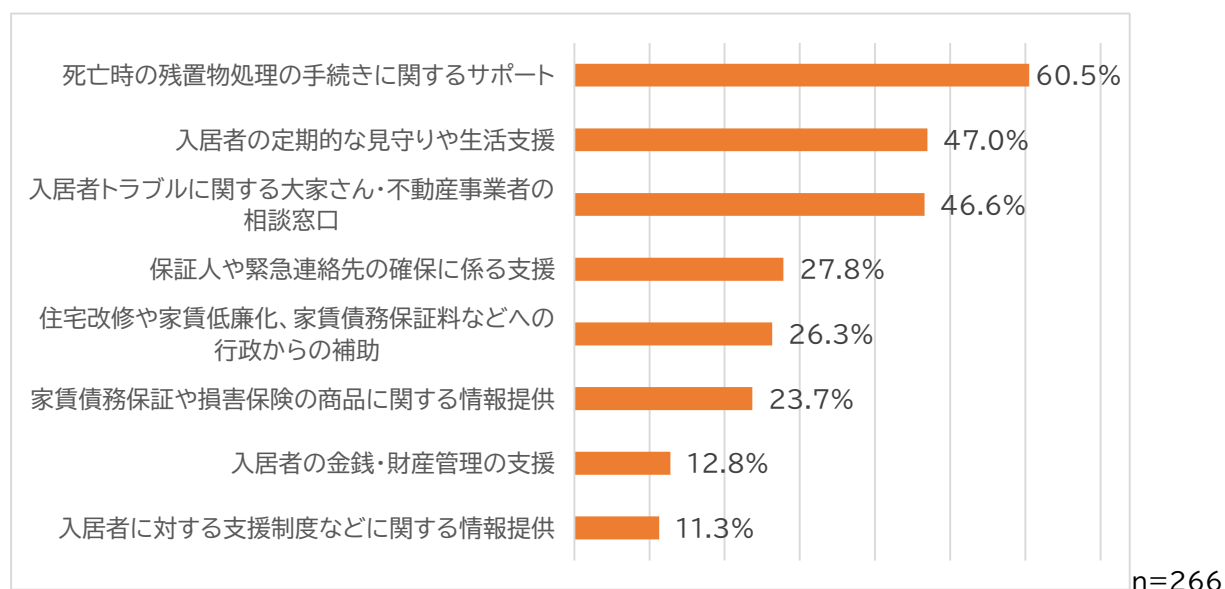


問7. 大家さんや不動産事業者の住宅確保要配慮者の入居受入れに対する不安を解消するために、どのような取組みが必要だとお考えですか。（3つまで選択可）

「死亡時の残置物処理の手続きに関するサポート」が60.5%と最も多く、次いで「入居者の定期的な見守りや生活支援」が47.0%、「入居者トラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口」が46.6%となっています。

死亡時の残置物処理の手続きに関するサポート	入居者の定期的な見守りや生活支援	入居者トラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口	保証人や緊急連絡先の確保に係る支援	住宅改修や家賃低廉化、家賃債務保証料などへの行政からの補助	家賃債務保証や損害保険の商品に関する情報提供	入居者の金銭・財産管理の支援	入居者に対する支援制度などに関する情報提供	回答者数
161	125	124	74	70	63	34	30	266
60.5%	47.0%	46.6%	27.8%	26.3%	23.7%	12.8%	11.3%	

図18 大家さんや不動産事業者の住宅確保要配慮者の入居受入れに対する不安を解消するために必要だと考える取組み



上記の取組み以外で、住宅確保要配慮者の入居受入れに対する不安を解消するために必要だと考える取組みとして回答のあった自由回答62件のうち、主なものは次のとおりです。

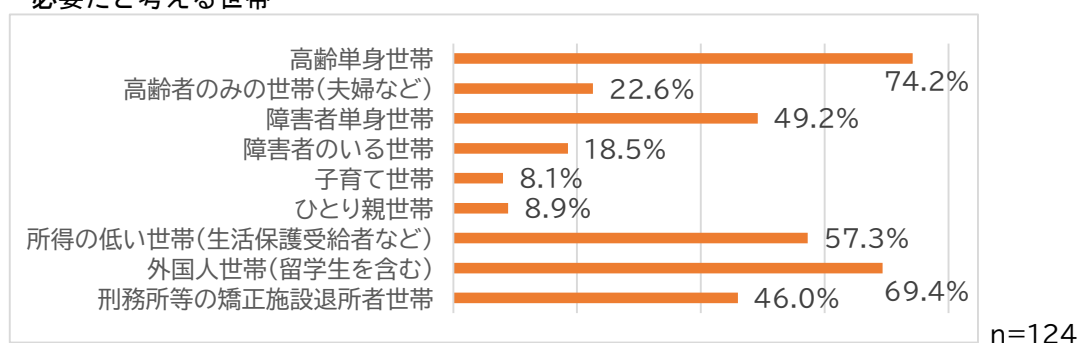
- 自治体による民間有料見守りサービスの費用の負担
- 高齢者の安否確認システムやその設置にかかる費用の補助
- 自治体による借上げ制度
- 死亡時の室内清掃サポートや残置物処理手続きの簡素化
- 住宅確保要配慮者への定期的な訪問と大家への連絡
- 行政や福祉の既存の支援機関が本来の役割を果たし支援すること
- 本人、行政、賃貸人、近隣者が連携した生活全般の確認支援

問7-2. 入居者トラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が74.2%と最も多く、次いで「外国人世帯(留学生を含む)」が69.4%、「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が57.3%、「障害者単身世帯」が49.2%、「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が46.0%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
92	28	61	23	10	11	71	86	57	124
74.2%	22.6%	49.2%	18.5%	8.1%	8.9%	57.3%	69.4%	46.0%	

図19 入居を受け入れるにあたって入居者トラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口が特に必要だと考える世帯

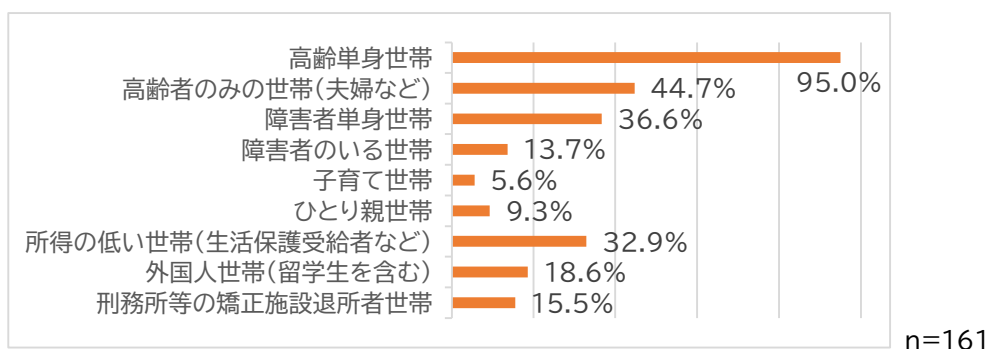


問7-3. 死亡時の残置物処理の手続きに関するサポートは、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が95.0%と最も多く、次いで「高齢者のみの世帯(夫婦など)」が44.7%、「障害者単身世帯」が36.6%、「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が32.9%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
153	72	59	22	9	15	53	30	25	161
95.0%	44.7%	36.6%	13.7%	5.6%	9.3%	32.9%	18.6%	15.5%	

図20 入居を受け入れるにあたって死亡時の残置物処理の手続きに関するサポートが特に必要だと考える世帯

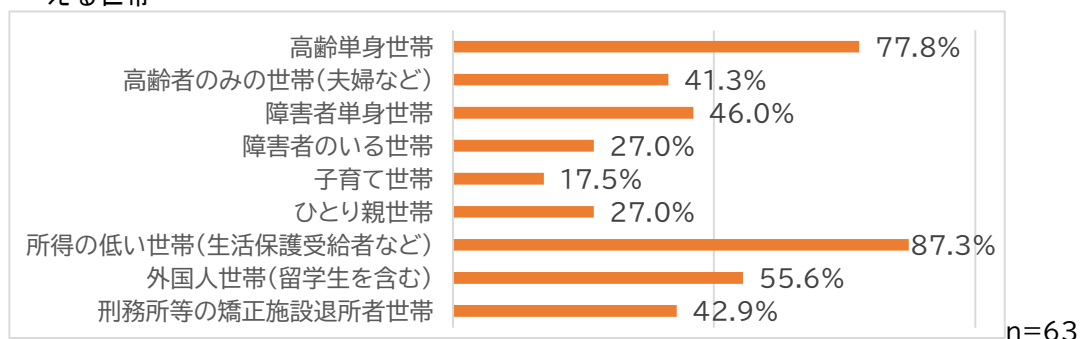


問7-4. 家賃債務保証や損害保険の商品に関する情報提供は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が87.3%と最も多く、次いで「高齢単身世帯」が77.8%、「外国人世帯(留学生を含む)」が55.6%、「障害者単身世帯」が46.0%、「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が42.9%、「高齢者のみの世帯(夫婦など)」が41.3%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
49	26	29	17	11	17	55	35	27	63
77.8%	41.3%	46.0%	27.0%	17.5%	27.0%	87.3%	55.6%	42.9%	

図2-1 入居を受け入れるにあたって家賃債務保証や損害保険の商品に関する情報提供が特に必要だと考える世帯

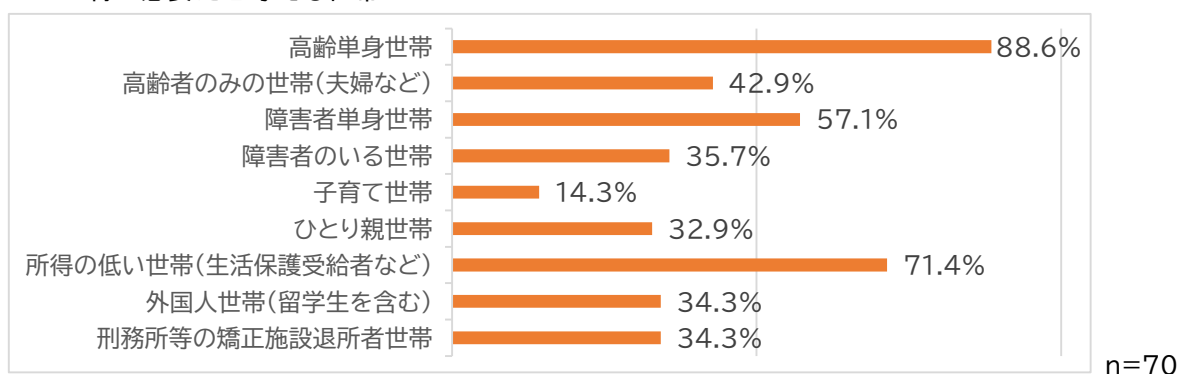


問7-5. 住宅改修や家賃低廉化、家賃債務保証料などへの行政からの補助は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が88.6%と最も多く、次いで「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が71.4%、「障害者単身世帯」が57.1%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
62	30	40	25	10	23	50	24	24	70
88.6%	42.9%	57.1%	35.7%	14.3%	32.9%	71.4%	34.3%	34.3%	

図2-2 入居を受け入れるにあたって住宅改修や家賃低廉化、家賃債務保証料などへの行政からの補助が特に必要だと考える世帯

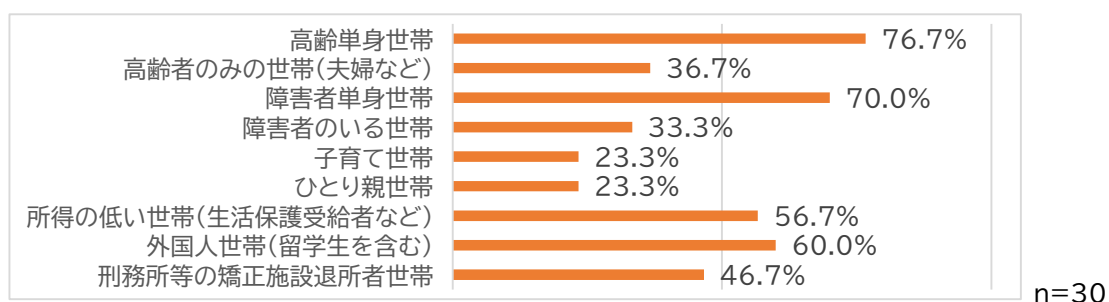


問7-6. 入居者に対する支援制度などに関する情報提供は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が76.7%と最も多く、次いで「障害者単身世帯」が70.0%、「外国人世帯(留学生を含む)」が60.0%、「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が56.7%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
23	11	21	10	7	7	17	18	14	30
76.7%	36.7%	70.0%	33.3%	23.3%	23.3%	56.7%	60.0%	46.7%	

図2-3 入居を受け入れるにあたって入居者に対する支援制度などに関する情報提供が特に必要だと考える世帯

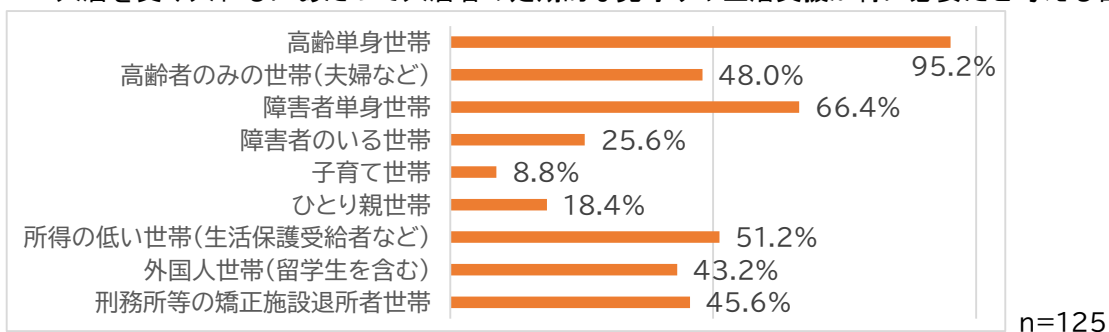


問7-7. 入居者の定期的な見守りや生活支援は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が95.2%と最も多く、次いで「障害者単身世帯」が66.4%、「所得の低い世帯(生活保護受給者など)」が51.2%、「高齢者のみの世帯(夫婦など)」が48.0%、「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が45.6%、「外国人世帯(留学生を含む)」が43.2%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
119	60	83	32	11	23	64	54	57	125
95.2%	48.0%	66.4%	25.6%	8.8%	18.4%	51.2%	43.2%	45.6%	

図2-4 入居を受け入れるにあたって入居者の定期的な見守りや生活支援が特に必要だと考える世帯

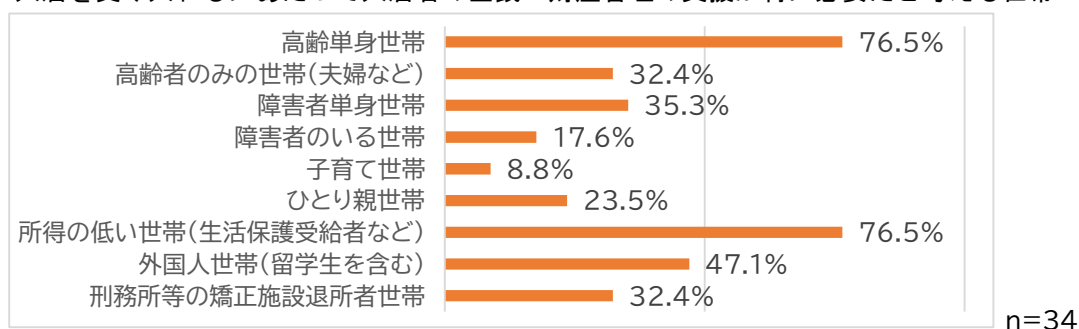


問7-8. 入居者の金銭・財産管理の支援は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」及び「所得の低い世帯（生活保護受給者など）」が76.5%と最も多く、次いで「外国人世帯（留学生を含む）」が47.1%、「障害者単身世帯」が35.3%、「高齢者のみの世帯（夫婦など）」及び「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が32.4%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
26	11	12	6	3	8	26	16	11	34
76.5%	32.4%	35.3%	17.6%	8.8%	23.5%	76.5%	47.1%	32.4%	

図25 入居を受け入れるにあたって入居者の金銭・財産管理の支援が特に必要だと考える世帯

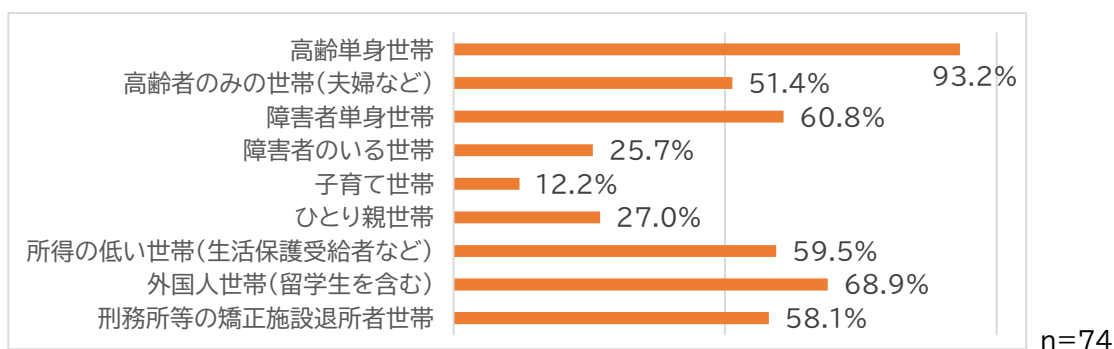


問7-9. 保証人や緊急連絡先の確保に係る支援は、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(複数選択可)

「高齢単身世帯」が93.2%と最も多く、次いで「外国人世帯（留学生を含む）」が68.9%、「障害者単身世帯」が60.8%、「所得の低い世帯（生活保護受給者など）」が59.5%、「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が58.1%、「高齢者のみの世帯（夫婦など）」が51.4%となっています。

高齢単身世帯	高齢者のみの世帯(夫婦など)	障害者単身世帯	障害者のいる世帯	子育て世帯	ひとり親世帯	所得の低い世帯(生活保護受給者など)	外国人世帯(留学生を含む)	刑務所等の矯正施設退所者世帯	回答者数
69	38	45	19	9	20	44	51	43	74
93.2%	51.4%	60.8%	25.7%	12.2%	27.0%	59.5%	68.9%	58.1%	

図26 入居を受け入れるにあたって保証人や緊急連絡先の確保に係る支援が特に必要だと考える世帯



問 8. 住宅確保要配慮者の入居受入れの円滑化のため、本市が実施している支援施策について、当てはまるものを選択してください。

「知っている」と回答したものの割合は、「セーフティネット住宅の登録制度」が 43.6%と最も高く、次いで「孤立死・残置物に係る包括的損害保険」が 24.8%、「セーフティネット住宅専用住宅への住宅改修費補助」が 21.4%となっています。

	セーフティネット住宅の登録制度	セーフティネット住宅専用住宅への住宅改修費補助	セーフティネット住宅専用住宅への家賃減額補助	セーフティネット住宅の家賃債務保証料減額補助	住まいサポートなごやによる相談・支援	孤立死・残置物に係る包括的損害保険	居住支援ガイドブック等による情報提供	居住支援セミナー等による情報提供
知っている	116 43.6%	57 21.4%	50 18.8%	38 14.3%	40 15.0%	66 24.8%	41 15.4%	37 13.9%
知らない	150 56.4%	209 78.6%	216 81.2%	228 85.7%	226 85.0%	200 75.2%	225 84.6%	229 86.1%

問 8-2. 問 8 で「知っている」と回答した支援施策の利用について、当てはまるものを選択してください。

各支援施策について、「利用したいと思わない」と回答したものの割合は 0.0%から 21.1%であったことから、各支援施策を「知っている」と回答した大家等については、当該施策の利用を希望するものの割合が高い傾向があります。

	セーフティネット住宅の登録制度	セーフティネット住宅専用住宅への住宅改修費補助	セーフティネット住宅専用住宅への家賃減額補助	セーフティネット住宅の家賃債務保証料減額補助	住まいサポートなごやによる相談・支援	孤立死・残置物に係る包括的損害保険	居住支援ガイドブック等による情報提供	居住支援セミナー等による情報提供
利用している	22 19.0%	5 8.8%	9 18.0%	2 5.3%	9 22.5%	16 24.2%	11 26.8%	11 29.7%
利用したことはないが今後利用したいと思う	72 62.1%	40 70.2%	35 70.0%	30 78.9%	26 65.0%	48 72.7%	30 73.2%	25 67.6%
利用したいと思わない	22 19.0%	12 21.1%	6 12.0%	6 15.8%	5 12.5%	2 3.0%	0 0.0%	1 2.7%
回答者数	116	57	50	38	40	66	41	37

「利用したいと思わない理由」としては、いずれの施策についても「手続きが煩雑、面倒」などの意見があった。

問9. その他、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援策や居住支援の取組みなどについて、ご意見やご要望などありましたらご自由に入力ください。

回答のあった自由回答 32 件のうち、主なものは次の通りです。

- 制度について、管理会社等を経由して周知してほしい。市公式ウェブサイト等に自ら情報を取りに行くことは滅多にない。
- 行政による色々な制度があるということをもっと広く知れ渡るようにすれば、大家の理解も深まると思う。
- 居住支援ガイドブックの配布や居住支援セミナーの開催案内などの情報提供をお願いしたい。
- （支援施策について）物件の個別状況に応じて提案して頂けると嬉しい。
- 家賃補助はどんな人でも対象となるようにしてほしい。
- 大家にとって、不動産を守るための、保証の体制がとれることが重要だと思う。人的・物的・精神的・経済的などの保証が大切だと考える
- 要配慮者を断りたいのではないが、家主の承諾を取れない。
- 孤独死発生後の金銭保証だけでなく、見守りによる早期発見をする対策が重要だと考える。また、自然死であるにも関わらず事故物件サイトに掲載され、情報が出回ってしまうリスクを恐れる大家が多い。
- 単身高齢者が亡くなった場合の相続人への確認、手続きに手間がかかり残地物の処分を実行するまでに時間がかかるため、その手間を簡略化する仕組み作りが必要だと考えている。
- トラブルがあった時、相談しても行政があてにならないし解決しないと思う。
- セーフティネットは、市営住宅・県営住宅で対応する方が制度として馴染みやすいと思う。

### Ⅲ 「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」集計結果

#### 1 福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口を対象とした調査

##### 問 1. 相談者の基本情報

###### (1) 相談をされた方の情報

「本人」が 65.2%、「本人以外」が 33.3%となっています。

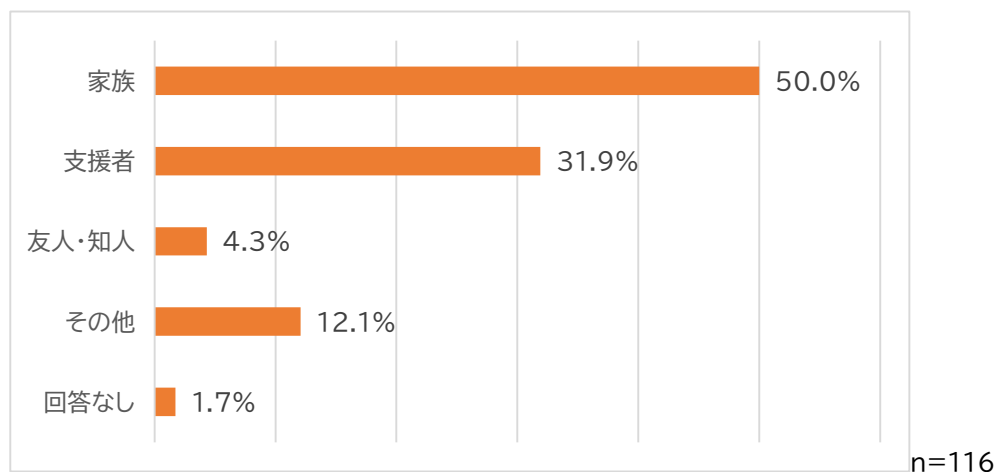
本人	本人以外	回答なし	合計
227	116	5	348
65.2%	33.3%	1.4%	100.0%

###### (1) - 2. 本人以外の場合の本人との関係

「家族」が 50.0%と最も多く、次いで「支援者」が 31.9%となっています。「その他」は 12.1%であり、民生委員などが含まれます。

家族	支援者	友人・知人	その他	回答なし	合計
58	37	5	14	2	116
50.0%	31.9%	4.3%	12.1%	1.7%	100.0%

図 2 7 本人以外の場合の本人との関係



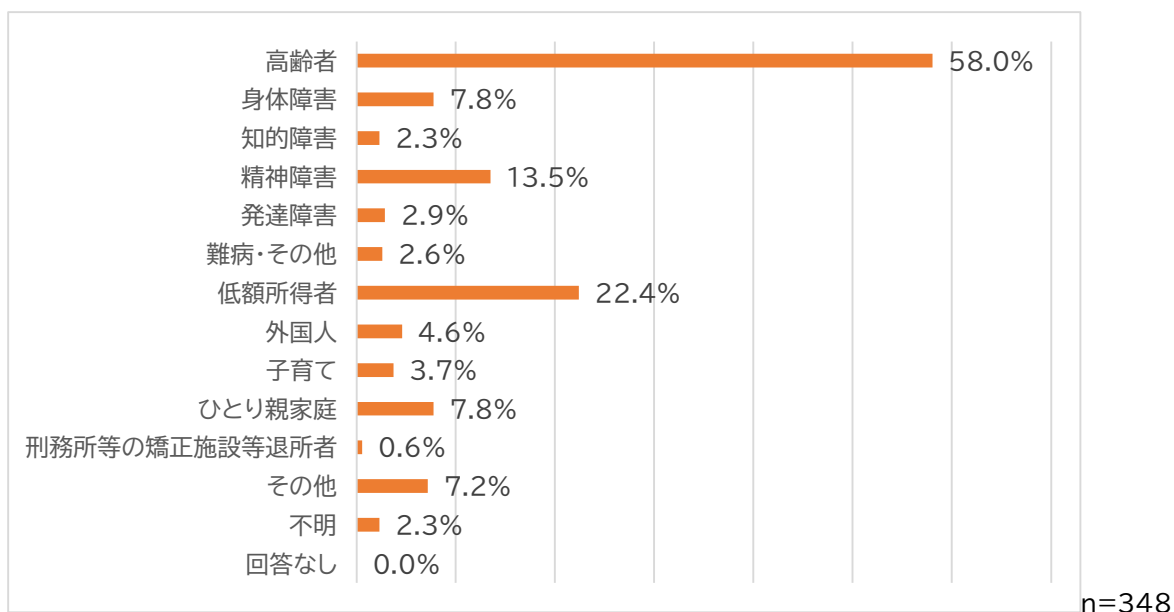
## (2) 住宅確保要配慮者の属性（複数選択可）

「高齢者」が58.0%と最も多く、次いで「低額所得者」が22.4%、「精神障害」が13.5%となっています。

高齢者	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病・その他	低額所得者	外国人
202	27	8	47	10	9	78	16
58.0%	7.8%	2.3%	13.5%	2.9%	2.6%	22.4%	4.6%

子育て	ひとり親家庭	刑務所等の矯正施設等退所者	その他	不明	回答なし	回答者数
13	27	2	25	8	0	348
3.7%	7.8%	0.6%	7.2%	2.3%	0.0%	

図28 住宅確保要配慮者の属性

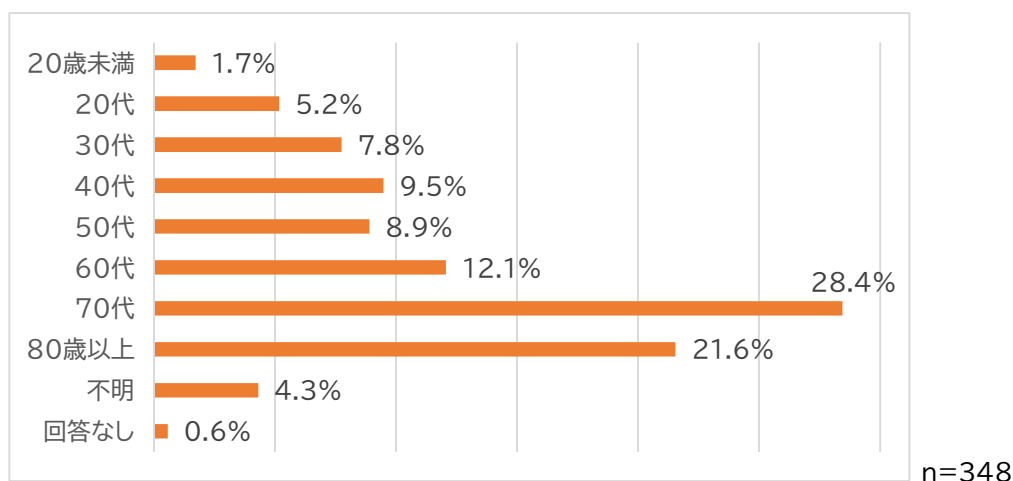


### (3) 年齢について

「70代」が28.4%と最も多く、次いで「80歳以上」が21.6%、「60代」が12.1%となっています。

20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明	回答なし	合計
6	18	27	33	31	42	99	75	15	2	348
1.7%	5.2%	7.8%	9.5%	8.9%	12.1%	28.4%	21.6%	4.3%	0.6%	100.0%

図29 年齢について

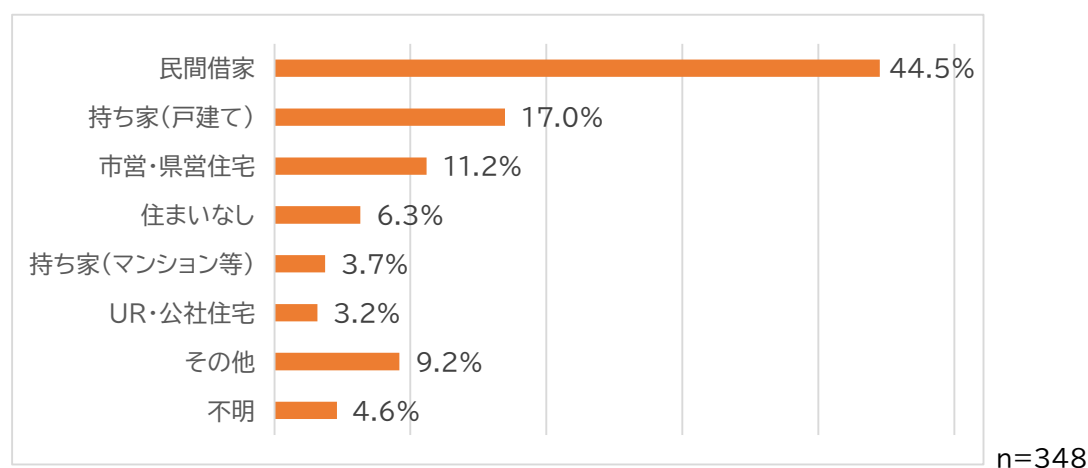


### (4) 現在の住まいの状況

「民間借家」が44.5%と最も多く、次いで「持ち家（戸建て）」が17.0%、「市営・県営住宅」が11.2%となっています。「その他」は9.2%であり、親族の家や施設などが含まれます。

民間借家	持ち家（戸建て）	市営・県営住宅	住まいなし	持ち家（マンション等）	UR・公社住宅	その他	不明	回答なし	合計
155	59	39	22	13	11	32	16	1	348
44.5%	17.0%	11.2%	6.3%	3.7%	3.2%	9.2%	4.6%	0.3%	100.0%

図30 現在の住まいの状況

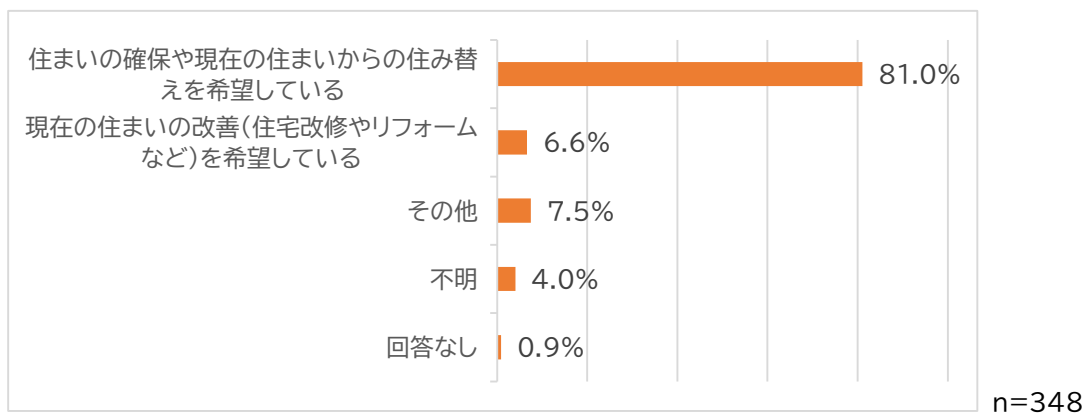


## 問2. 本人の住まいの希望

「住まいの確保や現在の住まいからの住み替えを希望している」が81.0%と最も多く、次いで「現在の住まいの改善（住宅改修やリフォームなど）を希望している」が6.6%となっています。「その他」は7.5%であり、現在の住まいでの継続した居住などが含まれます。

住まいの確保や現在の住まいからの住み替えを希望している	現在の住まいの改善（住宅改修やリフォームなど）を希望している	その他	不明	回答なし	合計
282	23	26	14	3	348
81.0%	6.6%	7.5%	4.0%	0.9%	100.0%

図3 1 本人の住まいの希望

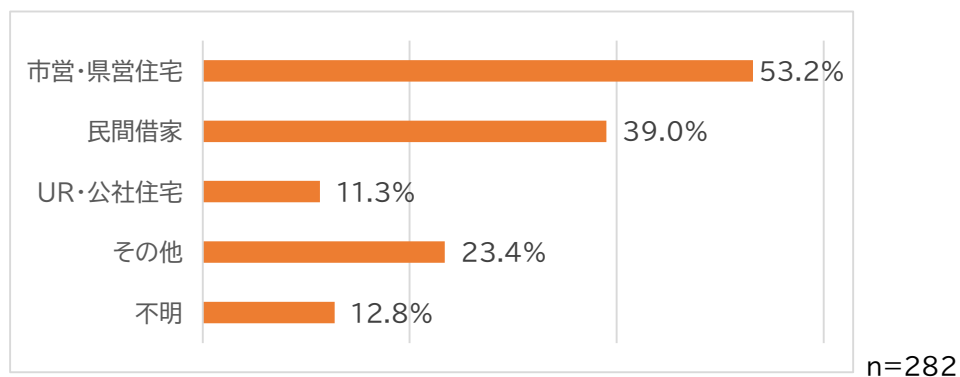


### 問2-2. 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の住まいの希望（複数選択可）

「市営・県営住宅」が53.2%と最も多く、次いで「民間借家」が39.0%となっています。「その他」は23.4%であり、グループホームや施設などが含まれます。

市営・県営住宅	民間借家	UR・公社住宅	その他	不明	回答なし	回答者数
150	110	32	66	36	6	282
53.2%	39.0%	11.3%	23.4%	12.8%	2.1%	

図3 2 住まいの確保や住み替えを希望する場合の住まいの希望

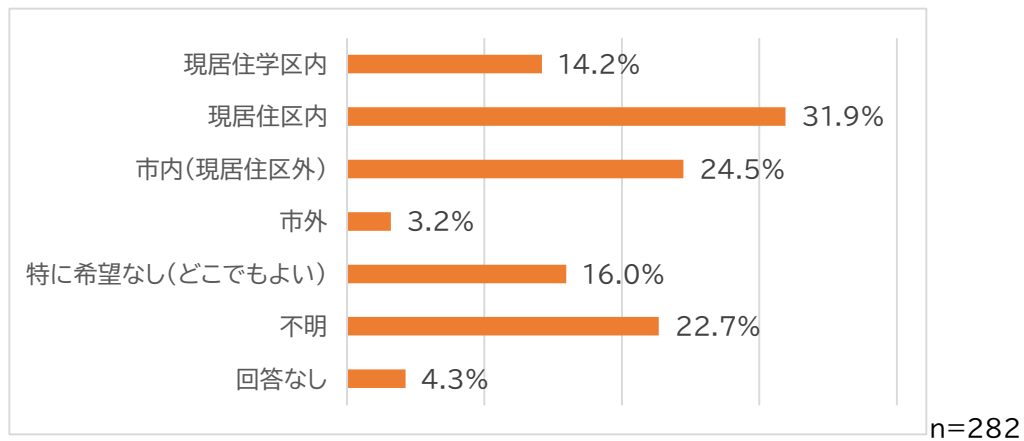


問 2 - 3. 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の居住地の希望（複数選択可）

「現居住区内」が 31.9%と最も多く、次いで「市内（現居住区外）」が 24.5%、「特に希望なし（どこでもよい）」が 16.0%、「現居住学区内」が 14.2%となっています。

現居住学区内	現居住区内	市内（現居住区外）	市外	特に希望なし（どこでもよい）	不明	回答なし	回答者数
40	90	69	9	45	64	12	282
14.2%	31.9%	24.5%	3.2%	16.0%	22.7%	4.3%	

図 3 3 住まいの確保や住み替えを希望する場合の居住地の希望



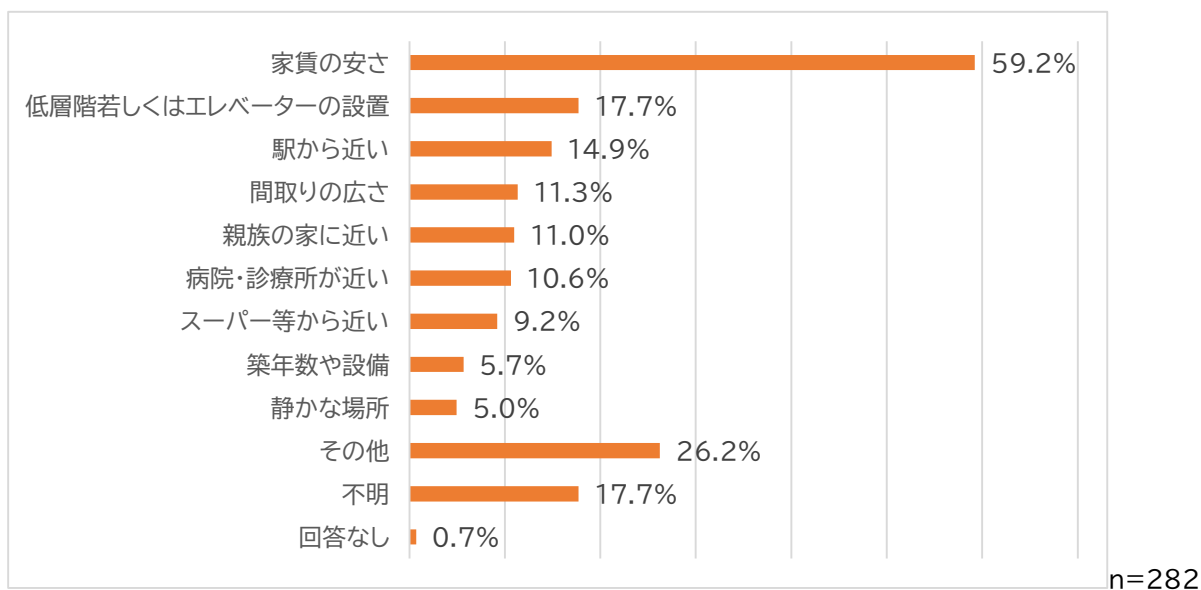
#### 問2-4. 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の住まいの条件（複数選択可）

「家賃の安さ」が59.2%と最も多く、次いで「低層階若しくはエレベーターの設置」が17.7%、「駅から近い」が14.9%となっています。「その他」は26.2%であり、職場の近くやペット飼育可などが含まれます。

家賃の安さ	低層階若しくはエレベーターの設置	駅から近い	間取りの広さ	親族の家に近い	病院・診療所が近い	スーパー等から近い
167	50	42	32	31	30	26
59.2%	17.7%	14.9%	11.3%	11.0%	10.6%	9.2%

築年数や設備	静かな場所	その他	不明	回答なし	回答者数
16	14	74	50	2	282
5.7%	5.0%	26.2%	17.7%	0.7%	

図3-4 住まいの確保や住み替えを希望する場合の住まいの条件



#### 問2-5. 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の住まいの条件（主たるもの）

回答なしが多く、また回答結果の傾向も上記問2-4と同様であったため、集計結果の掲載を割愛します。

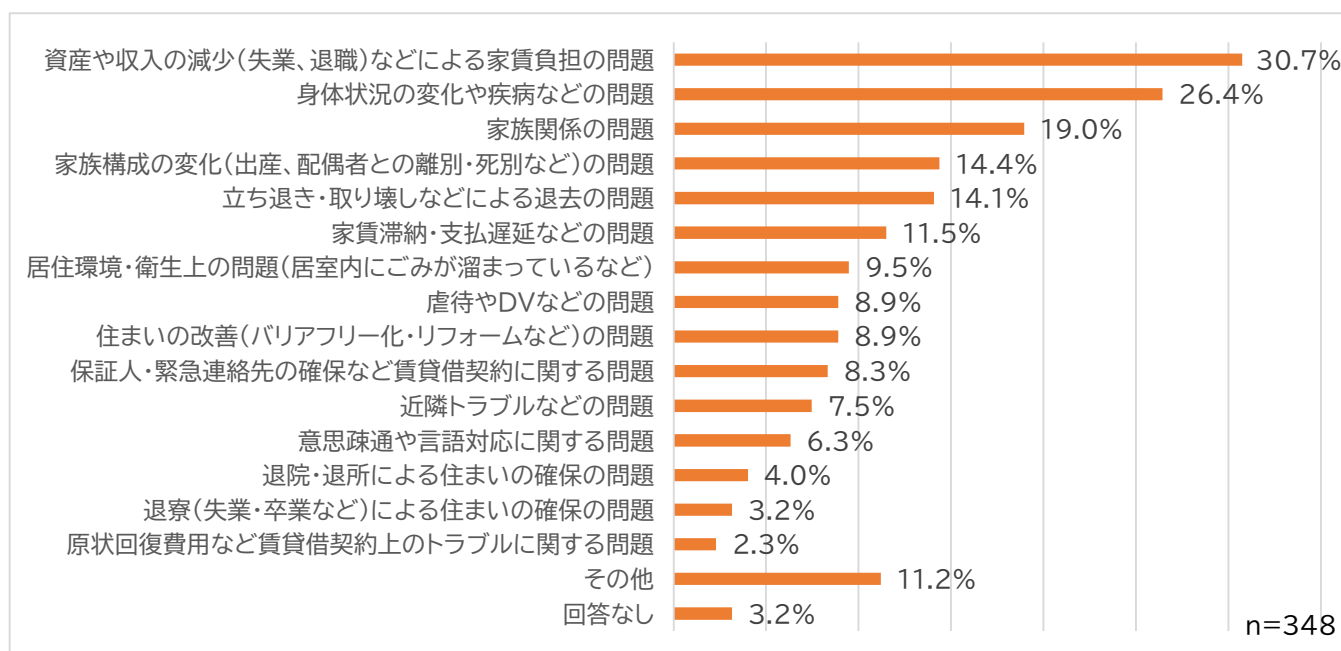
### 問3. 住宅に困窮する理由・要因（複数選択可）

「資産や収入の減少（失業、退職）などによる家賃負担の問題」が30.7%と最も多く、次いで「身体状況の変化や疾病などの問題」が26.4%、「家族関係の問題」が19.0%、「家族構成の変化（出産、配偶者との離別・死別など）の問題」が14.4%、「立ち退き・取り壊しなどによる退去の問題」が14.1%となっています。

資産や収入の減少（失業、退職）などによる家賃負担の問題	身体状況の変化や疾病などの問題	家族関係の問題	家族構成の変化（出産、配偶者との離別・死別など）の問題	立ち退き・取り壊しなどによる退去の問題	家賃滞納・支払遅延などの問題	居住環境・衛生上の問題（居室内にごみが溜まっているなど）	虐待やDVなどの問題	住まいの改善（バリアフリー化・リフォームなど）の問題
107	92	66	50	49	40	33	31	31
30.7%	26.4%	19.0%	14.4%	14.1%	11.5%	9.5%	8.9%	8.9%

保証人・緊急連絡先の確保など賃貸借契約に関する問題	近隣トラブルなどの問題	意思疎通や言語対応に関する問題	退院・退所による住まいの確保の問題	退寮（失業・卒業など）による住まいの確保の問題	原状回復費用など賃貸借契約上のトラブルに関する問題	その他	回答なし	回答者数
29	26	22	14	11	8	39	11	348
8.3%	7.5%	6.3%	4.0%	3.2%	2.3%	11.2%	3.2%	

図35 住宅に困窮する理由・要因



### 問3-2. 住宅に困窮する理由・要因（主たるもの）

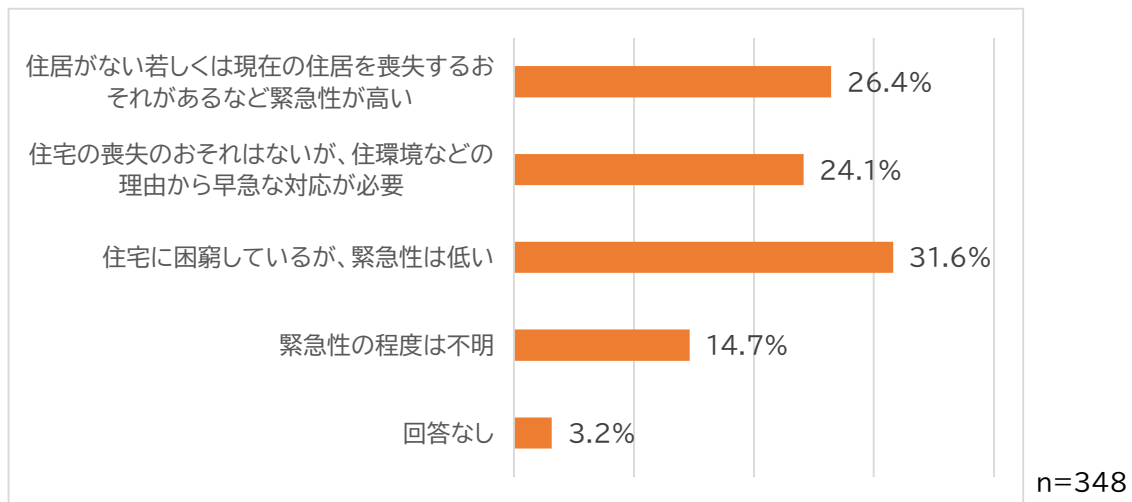
回答なしが多く、また回答結果の傾向も上記問3と同様であったため、集計結果の掲載を割愛します。

#### 問 4. 住宅に困窮する緊急度

「住宅に困窮しているが、緊急性は低い」が31.6%と最も多く、次いで「住居がない若しくは現在の住居を喪失するおそれがあるなど緊急性が高い」が26.4%、「住宅の喪失のおそれはないが、住環境などの理由から早急な対応が必要」が24.1%となっています。

住居がない若しくは現在の住居を喪失するおそれがあるなど緊急性が高い	住宅の喪失のおそれはないが、住環境などの理由から早急な対応が必要	住宅に困窮しているが、緊急性は低い	緊急性の程度は不明	回答なし	合計
92	84	110	51	11	348
26.4%	24.1%	31.6%	14.7%	3.2%	100.0%

図 3 6 住宅に困窮する緊急度



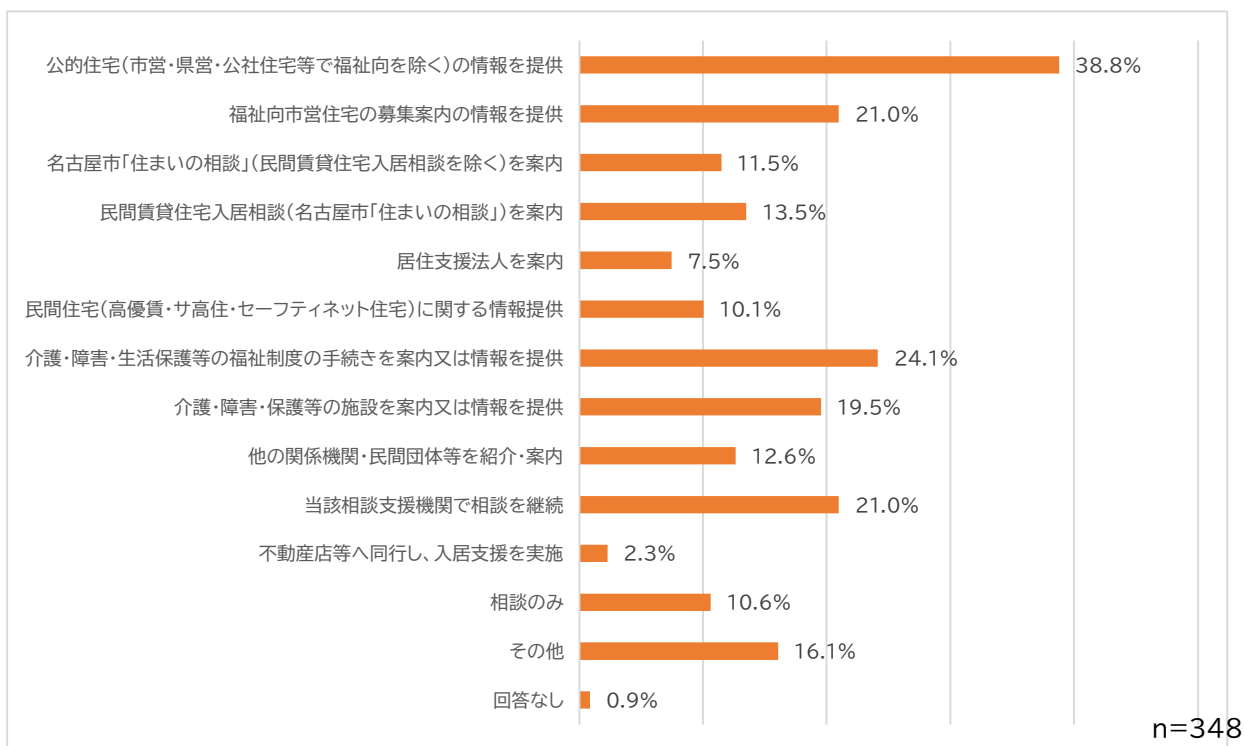
## 問5. 住まいに関する相談の対応内容（複数選択可）

「公的住宅（市営・県営・公社住宅等で福祉向を除く）の情報を提供」が38.8%と最も多く、次いで「介護・障害・生活保護等の福祉制度の手続きを案内又は情報を提供」が24.1%、「福祉向市営住宅の募集案内の情報を提供」及び「当該相談支援機関で相談を継続」が21.0%、「介護・障害・保護等の施設を案内又は情報を提供」が19.5%となっています。「その他」は16.1%であり、住まいサポートなごやと連携などが含まれます。

公的住宅（市営・県営・公社住宅等で福祉向を除く）の情報を提供	福祉向市営住宅の募集案内の情報を提供	名古屋市「住まいの相談」（民間賃貸住宅入居相談を除く）を案内	民間賃貸住宅入居相談（名古屋市「住まいの相談」）を案内	居住支援法人を案内	民間住宅（高優賃・サ高住・セーフティネット住宅）に関する情報提供	介護・障害・生活保護等の福祉制度の手続きを案内又は情報を提供	介護・障害・保護等の施設を案内又は情報を提供
135	73	40	47	26	35	84	68
38.8%	21.0%	11.5%	13.5%	7.5%	10.1%	24.1%	19.5%

他の関係機関・民間団体等を紹介・案内	当該相談支援機関で相談を継続	不動産店等へ同行し、入居支援を実施	相談のみ	その他	回答なし	回答者数
44	73	8	37	56	3	348
12.6%	21.0%	2.3%	10.6%	16.1%	0.9%	

図37 住まいに関する相談の対応内容



## 2 名古屋市内で活動する居住支援法人を対象とした調査

問1. 令和6年度に住宅確保要配慮者より貴法人に寄せられた住まいに関する相談件数について、相談対応を行った世帯種別ごとに当てはまるものを選択してください。

世帯種別ごとに最も多かった相談件数の区分に色付け

	実績なし	10件未満	10件以上50件未満	50件以上100件未満	100件以上
高齢者	4 15.4%	10 38.5%	9 34.6%	2 7.7%	1 3.8%
身体障害者	11 42.3%	14 53.8%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%
知的障害者	12 46.2%	13 50.0%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%
精神障害者	6 23.1%	10 38.5%	10 38.5%	0 0.0%	0 0.0%
発達障害	15 57.7%	10 38.5%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	21 80.8%	5 19.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ひとり親世帯	14 53.8%	10 38.5%	1 3.8%	0 0.0%	1 3.8%
子育て世帯（ひとり親世帯を除く）	17 65.4%	8 30.8%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%
生活保護受給者	6 23.1%	11 42.3%	7 26.9%	1 3.8%	1 3.8%
低額所得者（生活保護受給者以外）	6 23.1%	11 42.3%	6 23.1%	2 7.7%	1 3.8%
外国人	14 53.8%	11 42.3%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%
刑余者	15 57.7%	10 38.5%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%

n=26

	実績なし	10件未満	10件以上50件未満	50件以上100件未満	100件以上	合計
総数（実人数）	2 7.7%	5 19.2%	8 30.8%	2 7.7%	9 34.6%	26 100.0%

問2. 令和6年度において、貴法人に寄せられた住宅確保要配慮者に関する住まいの相談のうち、本人以外の方からの相談について、当てはまるものを選択してください。

相談経路ごとに最も多かった相談件数の区分に色付け

	実績なし	10件未満	10件以上50件未満	50件以上100件未満	100件以上
家族からの相談	7 26.9%	15 57.7%	4 15.4%	0 0.0%	0 0.0%
知人・勤務先からの相談	14 53.8%	10 38.5%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
大家・管理会社からの相談	17 65.4%	7 26.9%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
不動産関係者(大家・管理会社を除く)からの相談	17 65.4%	7 26.9%	2 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
福祉等相談支援機関からの相談	7 26.9%	9 34.6%	9 34.6%	1 3.8%	0 0.0%
区役所・支所、保健センターからの相談	9 34.6%	7 26.9%	9 34.6%	1 3.8%	0 0.0%
行政機関(区役所・支所、保健センターを除く)からの相談	12 46.2%	6 23.1%	7 26.9%	1 3.8%	0 0.0%

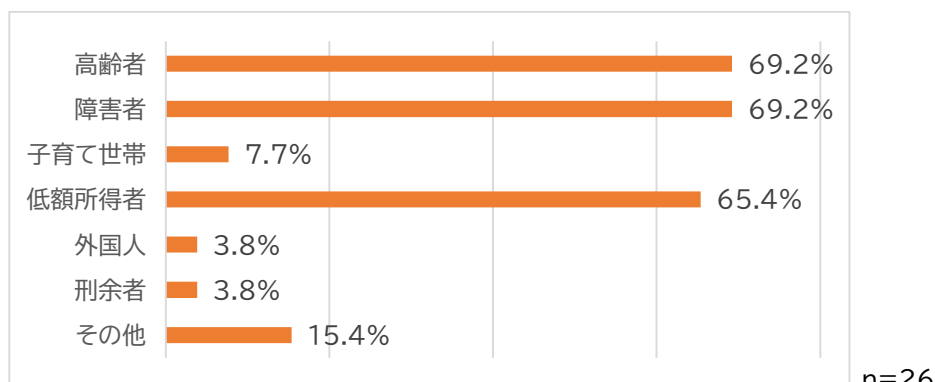
n=26

問3. 令和6年度に貴法人で相談を受けた住宅確保要配慮者について、どのような世帯種別が多かったでしょうか。上位3つまで選択してください。(3つまで選択可)

「高齢者」及び「障害者」が69.2%と最も多く、次いで「低額所得者」が65.4%となっています。

高齢者	障害者	子育て世帯	低額所得者	外国人	刑余者	その他	回答者数
18	18	2	17	1	1	4	26
69.2%	69.2%	7.7%	65.4%	3.8%	3.8%	15.4%	

図38 相談を受けた住宅確保要配慮者について多かった世帯種別





### 3 住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネーター事業）を対象とした調査

#### （1）令和6年度に受けた民間賃貸住宅入居相談

住まい探しでお困りの方向けに、名古屋市「住まいの窓口」において月4回事前予約制で「民間賃貸住宅入居相談」を受け付けています。民間賃貸住宅への入居に向けて、「住まいサポートなごや」の居住支援コーディネーター・住宅相談員が物件情報の提供や不動産業者等への連絡、生活相談を受け付ける行政機関・団体の紹介を行います。また、引き続き入居支援の相談を希望される方には、継続して電話や面接等による助言や情報提供を行います。

##### ①相談件数

125件

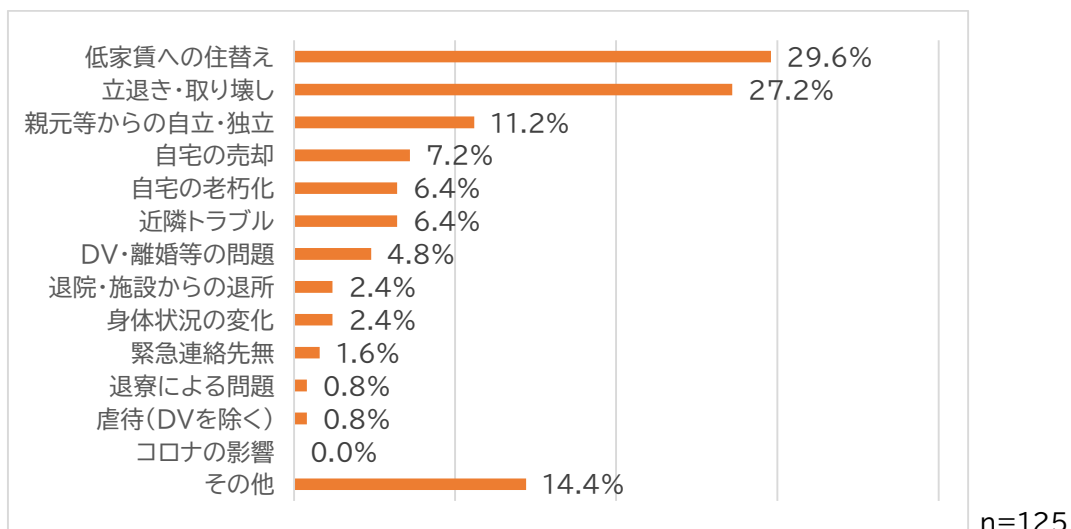
##### ②相談主訴（重複あり）

「低家賃への住替え」が29.6%と最も多く、次いで「立退き・取り壊し」が27.2%、「親元等からの自立・独立」が11.2%となっています。「その他」は14.4%であり、親族近くへの住替えや高齢単身の父母を自宅近くへ転居させたいなどが含まれます。

低家賃への住替え	立退き・取り壊し	親元等からの自立・独立	自宅の売却	自宅の老朽化	近隣トラブル	DV・離婚等の問題	退院・施設からの退所	身体状況の変化
37	34	14	9	8	8	6	3	3
29.6%	27.2%	11.2%	7.2%	6.4%	6.4%	4.8%	2.4%	2.4%

緊急連絡先無	退寮による問題	虐待（DVを除く）	コロナの影響	その他	相談件数
2	1	1	0	18	125
1.6%	0.8%	0.8%	0.0%	14.4%	

図39 相談主訴



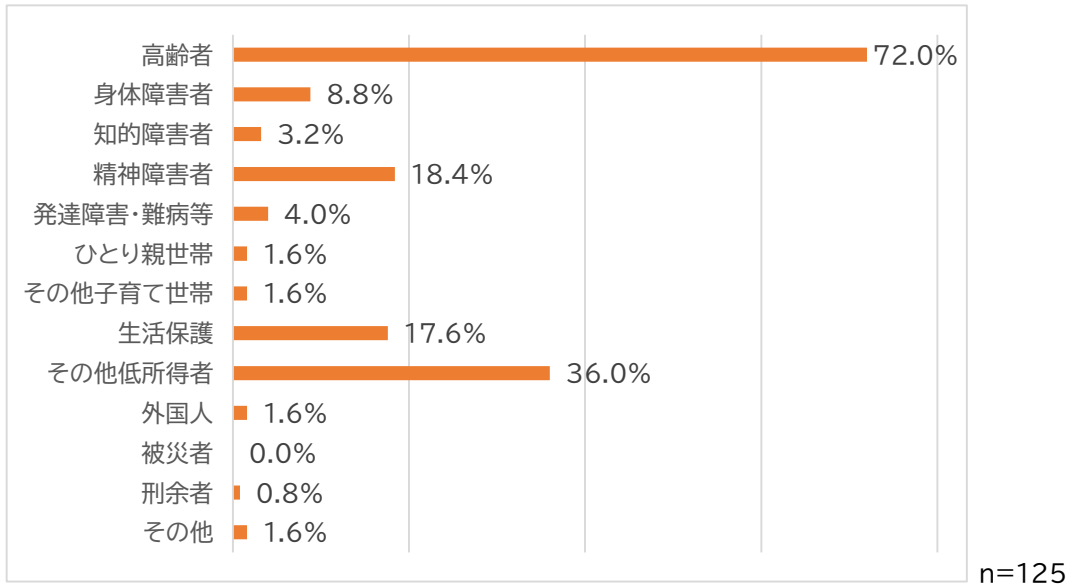
### ③相談者の世帯属性（重複あり）

「高齢者」が72.0%と最も多く、次いで「その他低所得者」が36.0%、「精神障害者」が18.4%、「生活保護」が17.6%となっています。

高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害・難病等	ひとり親世帯	その他子育て世帯	生活保護	その他低所得者
90	11	4	23	5	2	2	22	45
72.0%	8.8%	3.2%	18.4%	4.0%	1.6%	1.6%	17.6%	36.0%

外国人	被災者	刑余者	その他	相談件数
2	0	1	2	125
1.6%	0.0%	0.8%	1.6%	

図40 相談者の世帯属性

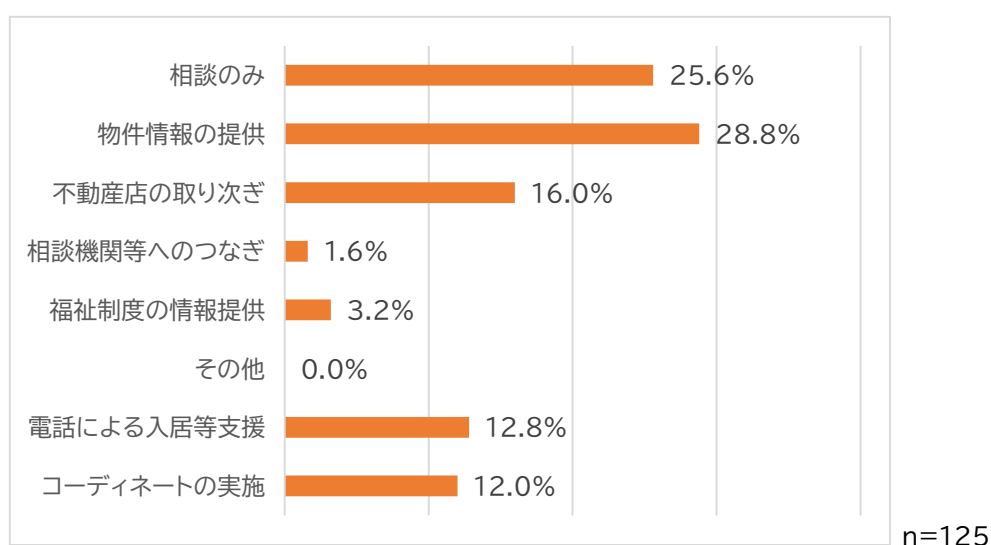


#### ④対応結果

「物件情報の提供」が28.8%と最も多く、次いで「相談のみ」が25.6%、「不動産店の取り次ぎ」が16.0%、「電話による入居等支援」が12.8%、「コーディネートの実施」が12.0%となっています。

終了						支援の継続		相談件数
相談のみ	物件情報の提供	不動産店の取り次ぎ	相談機関等へのつなぎ	福祉制度の情報提供	その他	電話による入居等支援	コーディネートの実施	
32	36	20	2	4	0	16	15	125
25.6%	28.8%	16.0%	1.6%	3.2%	0.0%	12.8%	12.0%	

図4-1 対応結果



## (2) 令和6年度に受けた入居等支援に係る相談（関係機関等と連携した相談）

「住まいサポートなごや」では、福祉部局の相談支援機関や居住支援法人等から住宅確保要配慮者の入居等支援に関する相談を受け、電話・面接・訪問等の方法により必要な居住支援サービスの利用における関係者間の連絡調整を行っています。

### ①相談件数

新規相談 604件  
 継続相談 4,656件

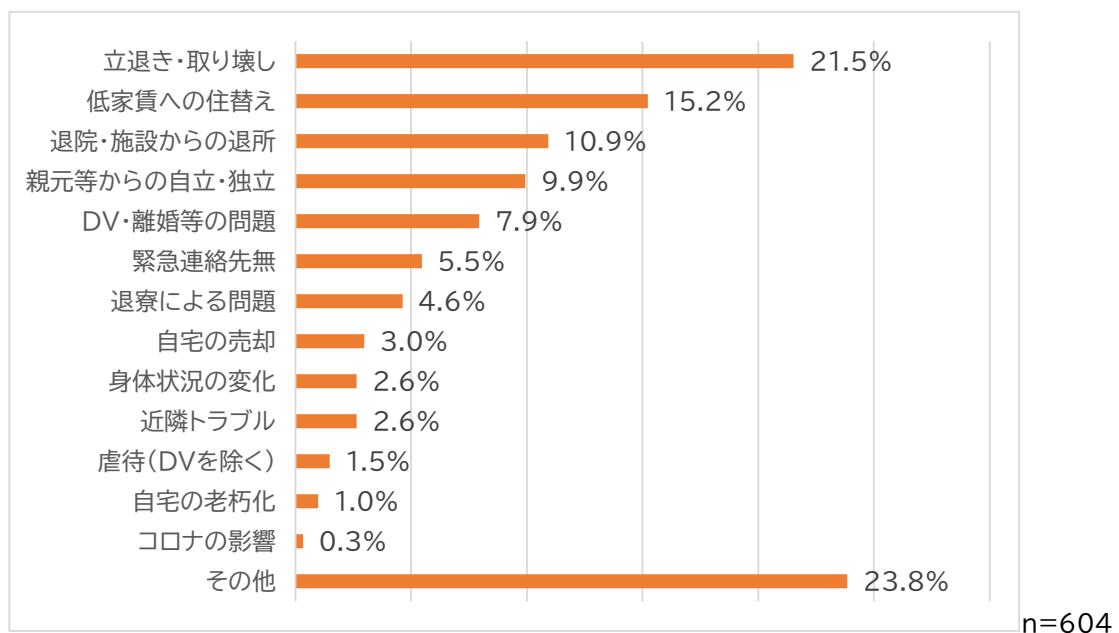
### ②新規相談の相談主訴（重複あり）

「立退き・取り壊し」が21.5%、「低家賃への住替え」が15.2%、「退院・施設からの退所」が10.9%、「親元等からの自立・独立」が9.9%となっています。「その他」は23.8%であり、住宅や福祉制度などに関する一般的な相談などが含まれます。

立退き・取り壊し	低家賃への住替え	退院・施設からの退所	親元等からの自立・独立	DV・離婚等の問題	緊急連絡先無	退寮による問題	自宅の売却	身体状況の変化
130	92	66	60	48	33	28	18	16
21.5%	15.2%	10.9%	9.9%	7.9%	5.5%	4.6%	3.0%	2.6%

近隣トラブル	虐待(DVを除く)	自宅の老朽化	コロナの影響	その他	新規相談件数
16	9	6	2	144	604
2.6%	1.5%	1.0%	0.3%	23.8%	

図4-2 新規相談の相談主訴



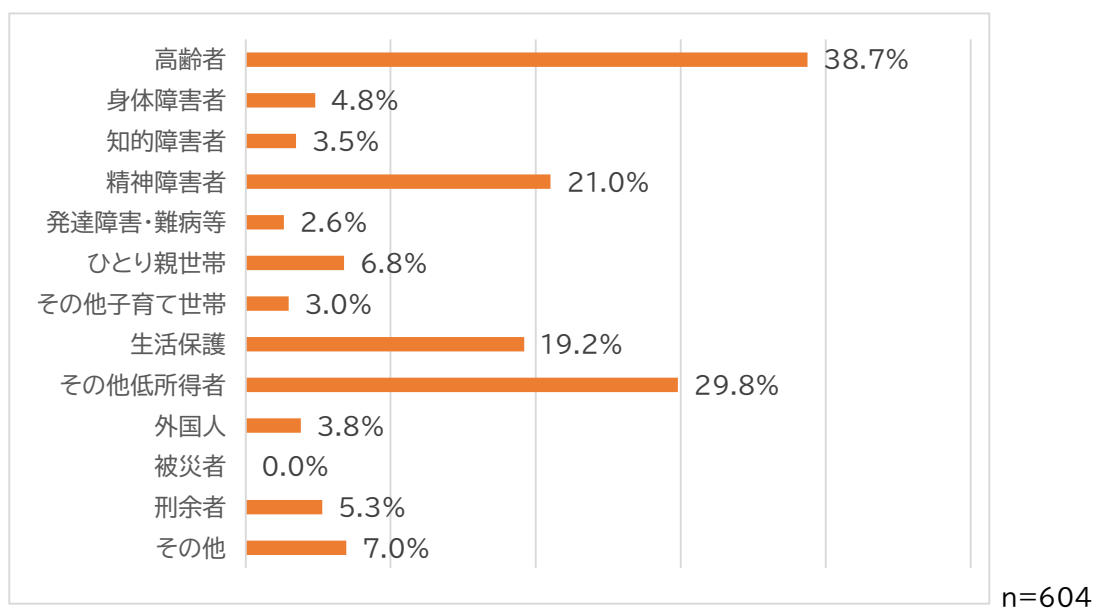
### ③新規相談の世帯属性（重複あり）

「高齢者」が38.7%と最も多く、次いで「その他低所得者」が29.8%、「精神障害者」が21.0%、「生活保護」は19.2%となっています。

高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害・難病等	ひとり親世帯	その他子育て世帯	生活保護	その他低所得者
234	29	21	127	16	41	18	116	180
38.7%	4.8%	3.5%	21.0%	2.6%	6.8%	3.0%	19.2%	29.8%

外国人	被災者	刑余者	その他	新規相談件数
23	0	32	42	604
3.8%	0.0%	5.3%	7.0%	

図4-3 新規相談の世帯属性



#### ④新規相談の相談者

「関係者」が82.5%、「本人」が12.9%、「その他」は4.6%であり、家族や管理会社などが含まれます。

関係者	本人	その他	新規相談件数
498	78	28	604
82.5%	12.9%	4.6%	100.0%

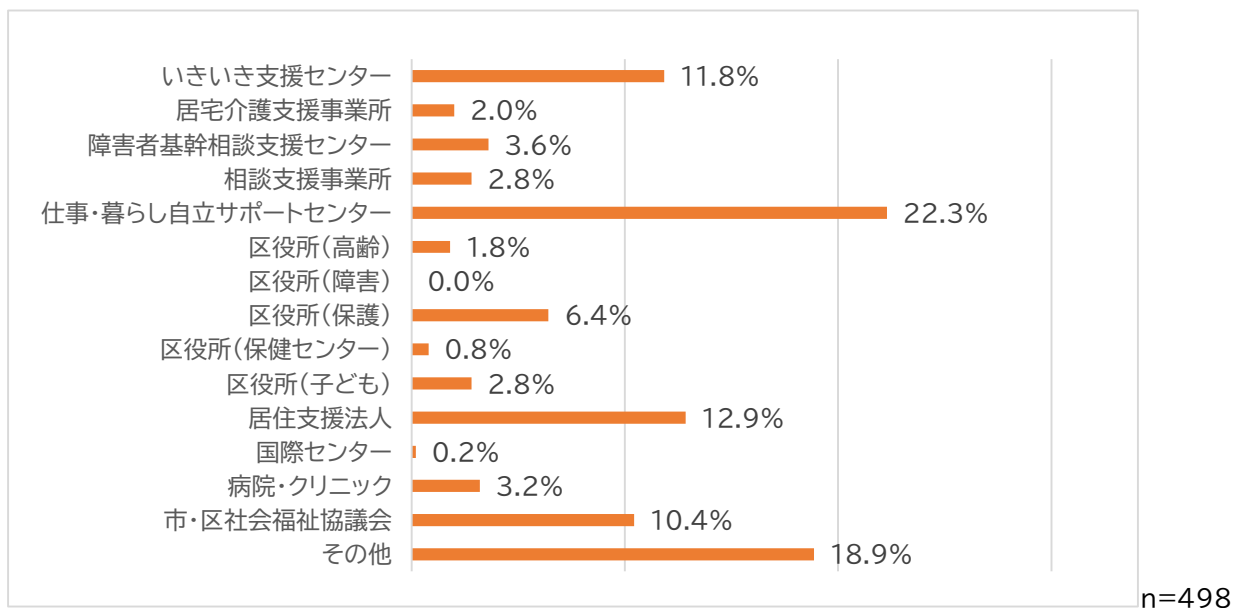
#### ④-2. 関係者の内訳

「仕事・暮らし自立サポートセンター」が22.3%と最も多く、次いで「居住支援法人」が12.9%、「いきいき支援センター」が11.8%、「市・区社会福祉協議会」が10.4%となっています。「その他」は18.9%であり、更生保護施設やNPO法人などが含まれます。

いきいき支援センター	居宅介護支援事業所	障害者基幹相談支援センター	相談支援事業所	仕事・暮らし自立サポートセンター	区役所(高齢)	区役所(障害)	区役所(保護)	区役所(保健センター)
59	10	18	14	111	9	0	32	4
11.8%	2.0%	3.6%	2.8%	22.3%	1.8%	0.0%	6.4%	0.8%

区役所(子ども)	居住支援法人	国際センター	病院・クリニック	市・区社会福祉協議会	その他	関係者からの新規相談件数
14	64	1	16	52	94	498
2.8%	12.9%	0.2%	3.2%	10.4%	18.9%	100.0%

図4.4 関係者の内訳



⑤入居件数（入居等支援により入居に至った件数）

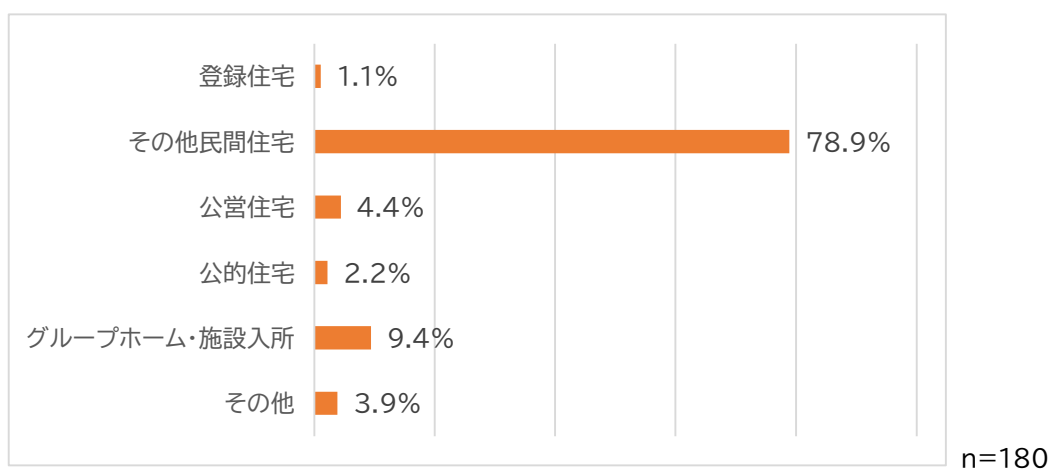
180件

⑤-2. 入居先の内訳

「その他民間住宅」が78.9%と最も多く、次いで「グループホーム・施設入所」が9.4%、「公営住宅」が4.4%となっています。

登録住宅	その他民間住宅	公営住宅	公的住宅	グループホーム・施設入所	その他	入居件数
2	142	8	4	17	7	180
1.1%	78.9%	4.4%	2.2%	9.4%	3.9%	100.0%

図45 入居先の内訳



#### IV 「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」集計結果

##### 1 福祉部局の相談支援機関及び区役所・支所の窓口を対象とした調査

問 1. 貴機関・部署において、相談支援業務に従事している職員（専任以外を含む）の人数をご記入ください。

1 機関あたりの平均の人数は、常勤 9.0 人、非常勤 2.4 人となっています。

常勤（人）	非常勤（人）
9.0	2.4

問 1-2. 相談支援業務に従事している職員について、当てはまるものに○を記入してください。

「専任の相談支援員等は配置しておらず、通常の窓口業務の一環として対応している」が 54.1%と最も多く、次いで「相談支援業務を専任で行う相談支援員等を配置して対応している」が 25.5%、「専任の相談支援員等に加え、通常の窓口業務の一環として対応している」が 20.4%となっています。

相談支援業務を専任で行う相談支援員等を配置して対応している	専任の相談支援員等は配置しておらず、通常の窓口業務の一環として対応している	専任の相談支援員等に加え、通常の窓口業務の一環として対応している	合計
40	85	32	157
25.5%	54.1%	20.4%	100.0%

問 1-3. 相談支援業務に従事している職員について、当てはまるものに○を記入してください。

「社会福祉士等の専門職を配置して対応している」が 41.4%と最も多く、次いで「専門職は配置せず事務職員が対応している」が 36.9%、「専門職とそれ以外の事務職員で対応している」が 21.7%となっています。

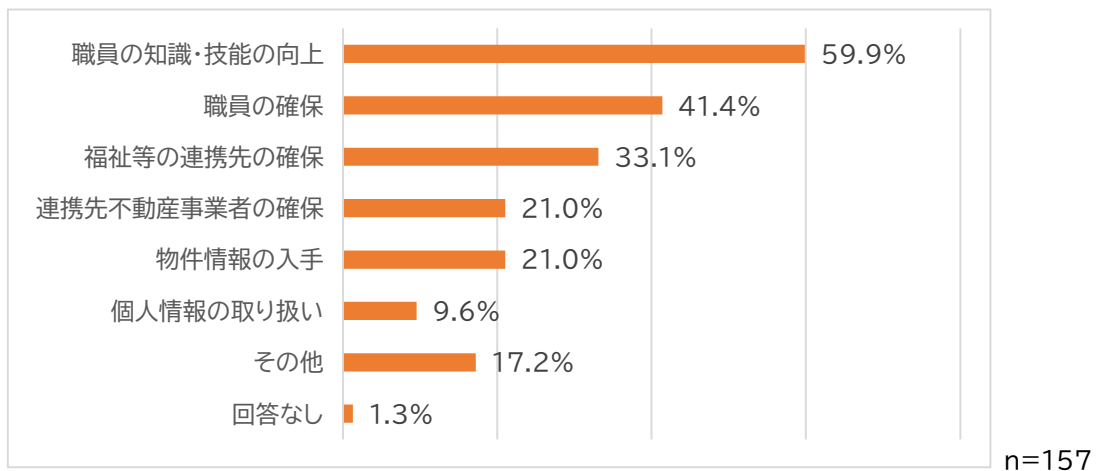
社会福祉士等の専門職を配置して対応している	専門職は配置せず事務職員が対応している	専門職とそれ以外の事務職員で対応している	合計
65	58	34	157
41.4%	36.9%	21.7%	100.0%

問2. 貴機関・部署において、住宅に関する相談支援を行う上で、課題となっている事項に○を記入してください。(複数選択可)

「職員の知識・技能の向上」が59.9%と最も多く、次いで「職員の確保」が41.4%、「福祉等の連携先の確保」が33.1%となっています。

職員の知識・技能の向上	職員の確保	福祉等の連携先の確保	連携先不動産事業者の確保	物件情報の入手	個人情報の取り扱い	その他	回答なし	回答者数
94	65	52	33	33	15	27	2	157
59.9%	41.4%	33.1%	21.0%	21.0%	9.6%	17.2%	1.3%	

図4-6 住宅に関する相談支援を行う上で課題となっている事項



問3. 貴機関・部署において、住宅に関する相談支援を行う中で、住宅確保要配慮者の入居円滑化にあたって必要だと感じる事項を3つ選択し、○を記入してください。

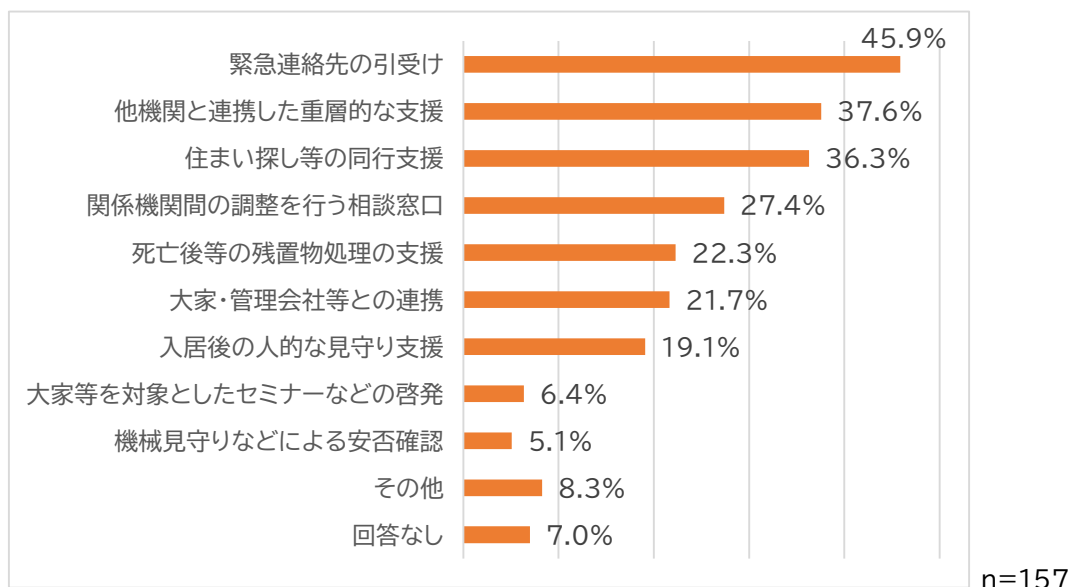
(3つまで選択可)

「緊急連絡先の引受け」が45.9%と最も多く、次いで「他機関と連携した重層的な支援」が37.6%、「住まい探し等の同行支援」が36.3%、「関係機関間の調整を行う相談窓口」27.4%となっています。

緊急連絡先の引受け	他機関と連携した重層的な支援	住まい探し等の同行支援	関係機関間の調整を行う相談窓口	死亡後等の残置物処理の支援	大家・管理会社等との連携	入居後の人的な見守り支援
72	59	57	43	35	34	30
45.9%	37.6%	36.3%	27.4%	22.3%	21.7%	19.1%

大家等を対象としたセミナーなどの啓発	機械見守りなどによる安否確認	その他	回答なし	回答者数
10	8	13	11	157
6.4%	5.1%	8.3%	7.0%	

図4.7 住宅確保要配慮者の入居円滑化にあたって必要だと感じる事項



問4. 貴機関・部署において、住宅に関する相談で対応に困ったことや今後必要と思われる支援メニューに関するご意見、この調査票の回答に関する補足事項などがありましたらご自由にご記入ください。

回答のあった自由回答 69 件のうち、主なものは次の通りです。

- 高齢単身世帯で緊急連絡先のない方が年々増えている。当センターに引受けを求められる場合もあるが、当センターでは引受けを行わないため、住宅確保が困難になる。
- 緊急連絡先や連帯保証人を確保できず入居が困難。
- 大家さんから入居者への支援介入を希望する相談があっても、本人が訪問を拒否したり連絡が取れない場合、対応に困る。
- 本人が立ち退きや退去命令などを受けても退去する気がない（断固拒否する）場合の支援に苦慮している。
- 認知症で判断能力の低下した方や難聴でインターフォンが聞こえない方は玄関扉の開錠が出来ないことやマンションのオートロックが開錠出来ず訪問に困難したケースがある。
- 精神障害の方で障害をオープンにしたくない方は、支援者が不動産屋に同行することを嫌がる場合がある。
- 精神障害への偏見がまだまだ強い。
- 市営住宅に風呂釜を自費で設置することに金銭的にも物理的にも負担を感じる世帯が多い。
- ペット飼育可能な物件探しに困っている相談が増えているので、住宅セーフネット制度でも対応物件が一定数確保できるようになると良い。
- ひとり親家庭の住居に関する相談は「同じ学区内で、現状より安価な家賃」を希望される方が多い。特に学区へのこだわりが強い。地元の不動産業者との連携が必要だと思う。
- 困窮世帯で、引越費用を用意できない世帯も多い。
- 緊急連絡先を引き受ける NPO 法人等の一覧を作成してほしい。
- 困難事例ごとの支援窓口一覧を作成してほしい。
- 相談に応じている職員は、特別な研修等もなく専門知識もない状態で対応している。住宅都市局で実施している事業について相談機関向けに研修等もしてほしい。
- 居住支援法人が十分に活動できるための環境整備が必要であるとともに、名古屋市の居住支援コーディネイト事業によるネットワーク構築が不可欠である。

## 2 名古屋市内で活動する居住支援法人を対象とした調査

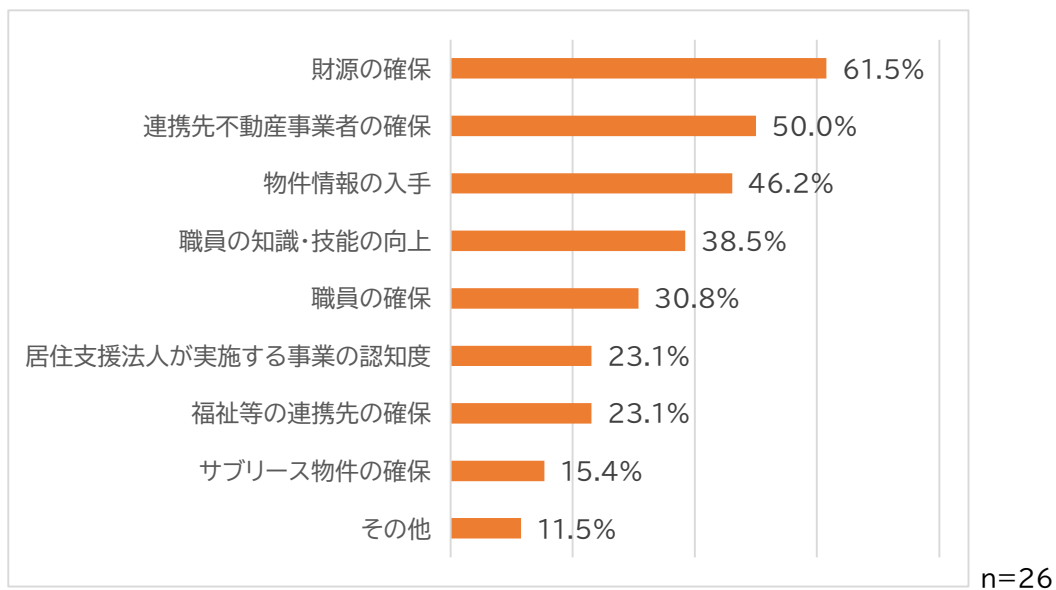
### (1) アンケート調査

問4. 居住支援法人業務を行うにあたって課題と感じていることを選択してください。  
(複数選択可)

「財源の確保」が61.5%と最も多く、次いで「連携先不動産事業者の確保」が50.0%、「物件情報の入手」が46.2%、「職員の知識・技能の向上」が38.5%となっています。

財源の確保	連携先不動産事業者の確保	物件情報の入手	職員の知識・技能の向上	職員の確保	居住支援法人が実施する事業の認知度	福祉等の連携先の確保	サブリース物件の確保	その他	回答者数
16	13	12	10	8	6	6	4	3	26
61.5%	50.0%	46.2%	38.5%	30.8%	23.1%	23.1%	15.4%	11.5%	

図4-8 居住支援法人業務を行うにあたって課題と感じていること



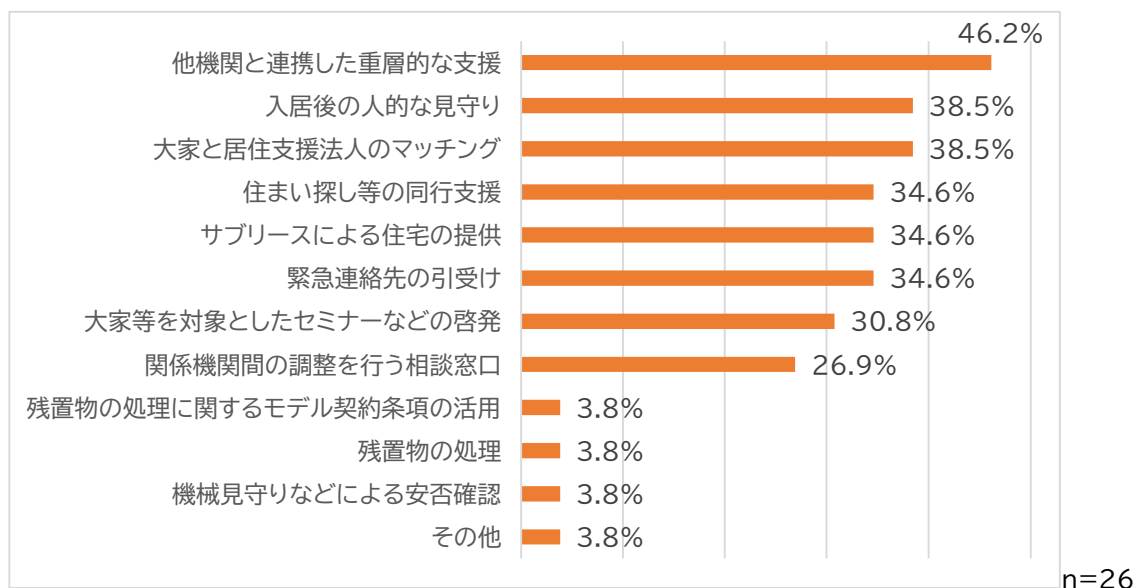
問5. 住宅確保要配慮者の入居促進にあたって効果的だと考えられる取組みのうち上位3つを選択してください。(3つまで選択可)

「他機関と連携した重層的な支援」が46.2%と最も多く、次いで「入居後の人的な見守り」及び「大家と居住支援法人のマッチング」が38.5%、「住まい探し等の動向支援」、「サブリースによる住宅の提供」及び「緊急連絡先の引受け」が34.6%となっています。

他機関と連携した重層的な支援	入居後の人的な見守り	大家と居住支援法人のマッチング	住まい探し等の同行支援	サブリースによる住宅の提供	緊急連絡先の引受け	大家等を対象としたセミナーなどの啓発	関係機関間の調整を行う相談窓口
12	10	10	9	9	9	8	7
46.2%	38.5%	38.5%	34.6%	34.6%	34.6%	30.8%	26.9%

残置物の処理に関するモデル契約条項の活用	残置物の処理	機械見守りなどによる安否確認	その他	回答者数
1	1	1	1	26
3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	

図4.9 住宅確保要配慮者の入居促進にあたって効果的だと考えられる取組み

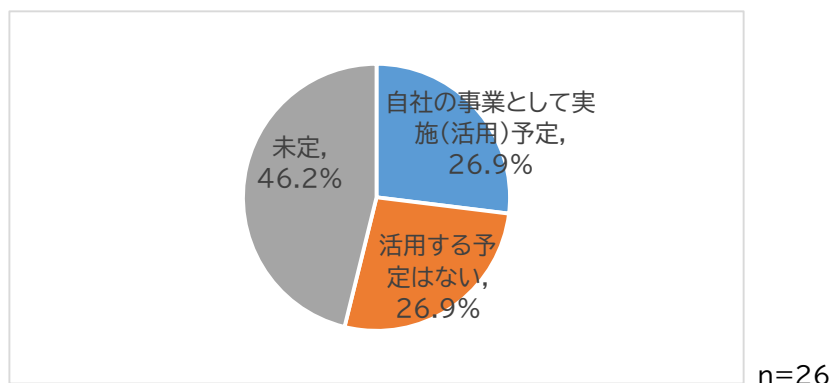


問6. 貴法人における居住サポート住宅認定制度の活用について、当てはまるものを選択してください。

「未定」が46.2%、「自社の事業として実施（活用）予定」及び「活用する予定はない」が26.9%となっています。

自社の事業として実施（活用）予定	活用する予定はない	未定	回答者数
7	7	12	26
26.9%	26.9%	46.2%	

図50 居住サポート住宅認定制度の活用について

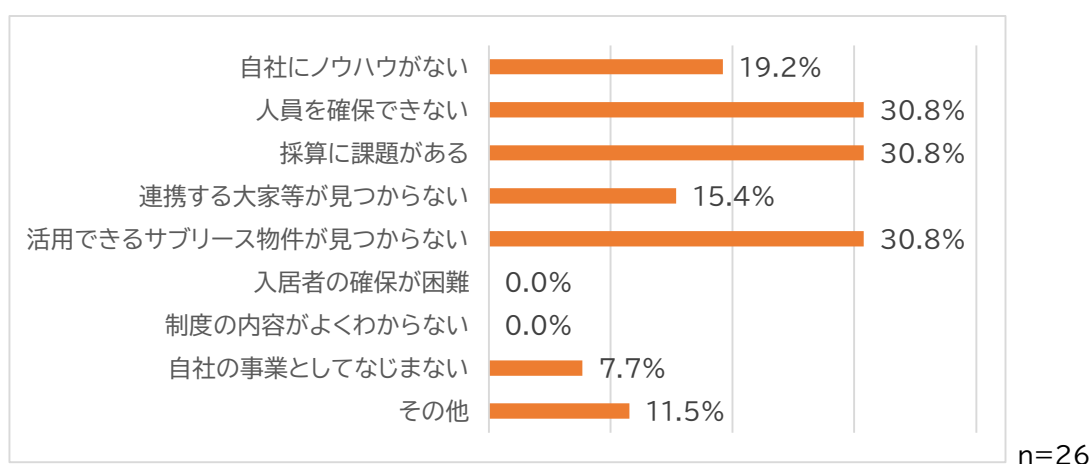


問6-2. 貴法人において居住サポート住宅認定制度を活用する上での課題または実施しない理由のうち、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

「人員を確保できない」、「採算に課題がある」及び「活用できるサブリース物件が見つからない」が30.8%と最も多くなっています。

自社にノウハウがない	人員を確保できない	採算に課題がある	連携する大家等が見つからない	活用できるサブリース物件が見つからない	入居者の確保が困難	制度の内容がよくわからない	自社の事業としてなじまない	その他	回答者数
5	8	8	4	8	0	0	2	3	26
19.2%	30.8%	30.8%	15.4%	30.8%	0.0%	0.0%	7.7%	11.5%	

図51 居住サポート住宅認定制度を活用する上での課題または実施しない理由

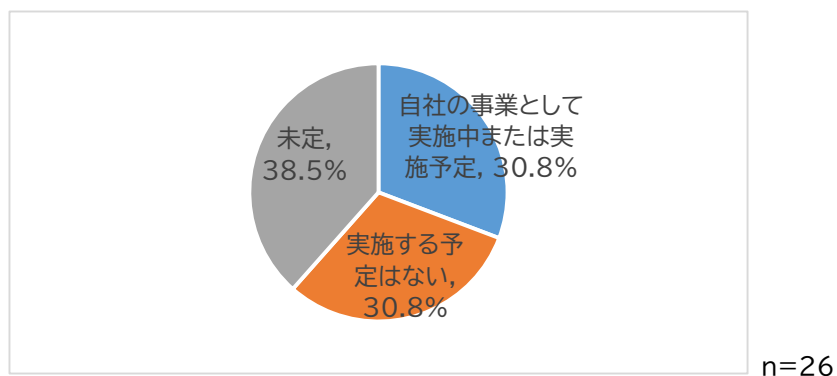


問7. 貴法人における残置物処理業務の実施状況について、当てはまるものを選択してください。

「未定」が38.5%、「自社の事業として実施（活用）予定」及び「活用する予定はない」が30.8%となっています。

自社の事業として実施中または実施予定	実施する予定はない	未定	回答者数
8	8	10	26
30.8%	30.8%	38.5%	

図5 2 残置物処理業務の実施状況

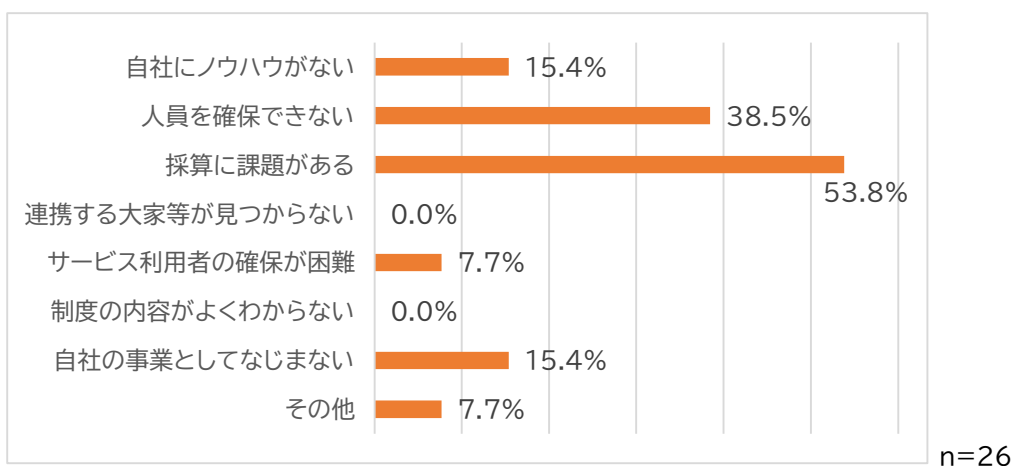


問7-2. 貴法人において残置物処理業務を実施する上での課題または実施しない理由のうち、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

「採算に課題がある」が53.8%と最も多く、次いで「人員を確保できない」が38.5%、「自社にノウハウがない」及び「自社の事業としてなじまない」が15.4%となっています。

自社にノウハウがない	人員を確保できない	採算に課題がある	連携する大家等が見つからない	サービス利用者の確保が困難	制度の内容及くよくわからない	自社の事業としてなじまない	その他	回答者数
4	10	14	0	2	0	4	2	26
15.4%	38.5%	53.8%	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	7.7%	

図5 3 残置物処理業務を実施する上での課題または実施しない理由



問8. その他、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援策や居住支援の取組みなどについて、ご意見やご要望などありましたらご自由にご入力ください。

回答のあった自由回答 11 件のうち、主なものは次の通りです。

- 障害者などは入居後の支援の重要性があるが、障害福祉サービスだけでは支援できない部分もある。
- 住宅関係者には一層の啓発、福祉関係者には各々が本来の仕事を誠実にやることが必要。
- 不動産会社の理解なくして居住支援の促進は期待できないと感じる。
- 不動産業者（大家、管理会社）とのマッチングをする場が個別の居住支援法人に任されており、物件を見つけることが難しい。公にマッチングできる場を作ってもらえると助かる。
- 家賃債務保証会社への居住支援事業の認知、セミナーの開催
- 名古屋市のような都市は借家に住む独居の方が多い。今後高齢化が進み、居住支援のニーズは一気に高まると思う。
- 身寄りのない高齢者の受入れについては家主側の負担が大きく課題が多いと感じる。

## (2) ヒアリング調査

### 問 ー1 居住支援に取り組むうえで課題と感ずる事項

- ・住宅確保要配慮者の住まい探しは、不動産仲介業者にとっても労力とスキルが必要であり、普通に相談に行ってもなかなか対応してもらえないケースが多い。
- ・入居時の緊急連絡先の確保に苦労している。法人名では認められないケースが多く、居住支援法人内の個人名で受けざるを得ないことが多い。
- ・入居相談や見守りなどの居住支援に関する業務は、労力と人手がかかるため、居住支援法人として採算が取れず苦しい。
- ・相談支援機関と居住支援法人が一緒になって支援していくという意識の浸透が必要。
- ・入居者の支援を行うにあたり、相談支援機関等から個人情報提供を受けられず、支援が円滑に進められないケースがある。
- ・不動産関係の事業者は、福祉に繋ぐという意識が薄く、支援の仕方を知らないケースも多い。
- ・民間賃貸住宅のサブリースでは、見守り等の人件費や空家損失リスクに充てる差益を生み出すことが難しく、採算がなかなか取れない。

### 問 ー2 居住支援の一層の促進に効果的だと思われる取り組み

- ・セーフティネット住宅や居住サポート住宅の面積基準について、18 m<sup>2</sup>以上という基準を緩和してほしい。支援対象者が入居可能な物件で、名古屋市内で18 m<sup>2</sup>以上の物件を探すのは困難。16～18 m<sup>2</sup>程度の物件も対象になると良い。
- ・物件に対する補助ではなく、居住支援法人の活動に対する補助や、見守り等のサービスの対価としての補助があるとよい。
- ・居住サポート住宅の普及促進のために、住宅改修費補助や保証料補助などの支援があるのはいい。

### 3 住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）を対象としたヒアリング調査

#### 問 ー1 居住支援に取り組むうえで課題と感ずる事項

- ・住宅確保要配慮者は経済的に困窮している方が多く、入居審査が通らないことや入居時の初期費用が出せないことがネックになるほか、特定の属性への大家等の拒否感や、車いす利用者が生活可能な段差のない民間賃貸物件が見つからないことなどが課題。
- ・身寄りの無い高齢者などが多く、法人による緊急連絡先では入居審査が通らないケースが多い。セーフティネット法改正による認定家賃保証業者などの取り組みを浸透させていくことが必要。

#### 問 ー2 居住支援の一層の促進に効果的だと思われる取り組み

- ・セーフティネット住宅や居住サポート住宅については、名古屋市内で18㎡以上の条件では低家賃帯の物件が少ないため、18㎡未満の物件も活用できると良い。
- ・住宅と福祉の連携が当たり前に行われるような意識・風土を醸成していくことが必要。そのためにも福祉関係者と住宅関係者が、互いの想いや活動を理解し合える場づくりは有効と考える。居住支援の取り組みは、関係者間の信頼関係が重要であるため、顔の見える関係性づくりや居住支援に積極的に取り組んでもらえる人材の育成が必要。
- ・相談支援機関によっては、具体的な支援のイメージができないことや支援の出口が見えないことへの不安感があると思うので、一緒になってやっていくことが大事。
- ・孤独死・残置物の包括的損害保険について、セーフティネット住宅以外でも活用できると良いという声がある。
- ・住まいサポートなごやの大家相談について、相談者をセーフティネット住宅の大家に限定するのではなく、住宅確保要配慮者の入居中の困り事であれば、広く大家さんからの相談を受け付け、住宅確保要配慮者の居住の安定を図りつつ、大家や管理業者等の不安の解消に繋げられるとよい。

### 【「民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査」の結果】

入居を受け入れたくないと思う住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の世帯種別を4つまで回答する設問において、大家・不動産事業者（以下「大家等」という。）が挙げた世帯種別を見ると、「刑務所等の矯正施設退所者世帯」が64.7%、「外国人世帯」が39.1%、「高齢者世帯」が36.8%、「障害者世帯」が34.6%、「所得の低い世帯」が32.3%と多く、これらの要配慮者の入居受入れに特に抵抗感が見られた。こうした入居受入れの意向と要配慮者による居住トラブルの経験の関係を見ると、トラブルを経験していないにも関わらず入居を受け入れたくないと回答した大家等は13.6%であり、令和元年度調査時の37.5%から減少した。なお、特に対応に苦慮したトラブルは、「住宅の使用方法やマナー違反などのトラブル」が55.3%と最も多く、次いで「家賃滞納」が52.3%、「近隣住民とのトラブル」が43.2%であった。

また、居住トラブルがあった際の相談支援機関等への相談経験について、「相談支援機関等に相談したことはない」が60.4%を占めており、その理由として「相談が必要な入居トラブルを経験したことがない」（48.9%）が多かったが、「相談できる窓口を知らない」（27.7%）や「どのような対応をしてもらえるのかわからない」（26.3%）という回答も見られ、居住支援に関わる情報が大家等に十分に普及していない状況がみられた。なお、相談した経験がある大家等の相談先の相談支援機関等として最も多かったのが「生活保護の窓口」（30.4%）であった。

大家等の要配慮者の入居受入れに対する不安を解消するために必要な取組みとしては、「死亡時の残置物処理の手続きに関するサポート」が60.5%、「入居者の定期的な見守りや生活支援」が47.0%、「入居者トラブルに関する大家等の相談窓口」が46.6%など、入居中・退去の際の具体的な支援やサポートを求める割合が高かった。

なお、連帯保証人の確保または家賃債務保証サービスの利用の条件は、「家賃債務保証サービスの利用」があれば連帯保証人を求めているいない」が74.4%と最も割合が高かった。緊急連絡先の条件は「親族」の割合が最も高く、大家等において83.5%、家賃債務保証会社において64.5%であった。

また、本市が実施している支援策を知っていると回答した割合は、「セーフティネット住宅の登録制度」で43.6%であったものの、その他の支援策（「セーフティネット専用住宅への住宅改修費補助」、「セーフティネット専用住宅への家賃減額補助」、「住まいサポートなごやによる相談支援」、「孤立死・残置物に係る包括的損害保険」）など）では20%前後であった。

### 【「住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査」の結果】

相談支援機関等の相談を対象としたアンケート調査では、住宅に困窮し相談に訪れる要

配慮者の44.5%が「民間借家」に居住していた。相談者のうち81.0%が住まいの確保や住み替えを希望していたが、これらの方が希望する住まいとしては、「市営・県営住宅」が53.2%、「民間借家」が39.0%であり、その際の居住地の希望は、「現居住学区内」が14.2%、「現居住区内」が31.9%、「市内（現居住区外）」が24.5%と住み慣れた地域での居住ニーズがみられた。また、住み替えの際の住まいの条件としては、「家賃の安さ」が59.2%と最も多かった。なお、令和元年度調査では「立地の良さ」が40.7%と「家賃の安さ」の78.4%に次いで多かったが、今回調査では「立地の良さ」を細分化して尋ねたところ、「駅から近い」が14.9%、「親族の家に近い」が11.0%、「病院・診療所から近い」が10.6%、「スーパー等から近い」（9.2%）であり、立地の良さに対する考え方は個々によって様々であった。

住宅に困窮する理由は、相談支援機関等の相談を対象とした調査では、「家賃負担の問題」が30.7%で最も多かったが、次いで「身体状況の変化や疾病などの問題」が26.4%であり、令和元年度調査時の15.3%から増加した。一方で、今回より対象とした住まいサポートなごやの相談においては、「低家賃への住み替え」が29.6%、「立退き・取り壊し」が27.2%、「親元等からの独立」が11.2%であった。また、同様に今回調査より対象とした居住支援法人の相談においては、世帯種別ごとに相談主訴を細分化して尋ねたところ、最も多かったものは、「高齢者」について「立退き・取壊しへの対応」が38.9%、「障害者」について「親元等からの自立・独立に伴う住居確保」が38.9%、「低額所得者」について「低家賃への住み替え」が76.4%であった。

その他、相談支援機関等の相談を対象にした調査では、住宅に困窮する緊急度についても尋ねたが、「住宅に困窮しているが、緊急性は低い」が31.6%、「住居がない若しくは現在の住居を喪失するおそれがあるなど緊急性が高い」が26.4%、「住宅の喪失のおそれはないが、住環境などの理由から早急な対応が必要」が24.1%とほぼ同程度の割合であった。

上記の結果から、要配慮者の抱える住まいに関する問題が複雑・多様化している状況が窺えた。

## 【「居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査」の結果】

住宅に関する相談支援を行う上での課題を相談支援機関等に尋ねたところ、「職員の知識・技術の向上」が59.9%、「職員の確保」が41.4%、「福祉等の連携先の確保」が33.1%であった。また、居住支援業務を行うにあたっての課題を居住支援法人にアンケートにて尋ねたところ、「財源の確保」が61.5%、「連携先不動産事業者の確保」が50.0%、「物件情報の入手」が46.2%、「職員の知識・技術の向上」が38.5%であった。多様な課題を抱えた住宅確保要配慮者の相談支援を行うにあたっては、相談支援にあたる人材の育成・確保と関係者間の連携が課題となっていることが窺えた。

一方で、要配慮者の入居円滑化にあたって必要と感じる事項を相談支援機関等に尋ねた

ところ、「緊急連絡先の引受け」が 45.9%、「他機関と連携した重層的な支援」が 37.6%、「関係機関の調整を行う相談窓口」が 27.4%であった。また、要配慮者の入居促進にあたって効果的だと考える取組みを居住支援法人に尋ねたところ、「他機関と連携した重層的な支援」が 46.2%、「入居後の人的な見守り」及び「大家と居住支援法人のマッチング」がそれぞれ 38.5%、「住まい探し等の同行支援」、「サブリースによる住宅の提供」及び「緊急連絡先の引受け」が 34.6%であった。緊急連絡先の確保に向けた支援や見守り等の直接的な支援のニーズがみられたほか、居住支援を効果的・効率的に進めるためには、様々な機関が連携した重層的な支援が必要との認識が窺えた。その他、居住支援法人からは、低家賃物件への居住ニーズがあることを受け、セーフティネット住宅や居住サポート住宅の登録・認定にあたっての面積基準の緩和を求める声があった。

## 【今後の課題】

調査結果を通じて、要配慮者の抱える多様な住まいのニーズに対応するため、引き続き、市営住宅を住宅セーフティネットの根幹としながらも、住宅の立地や仕様などの面でより多様な対応が可能な民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の充実を今後図っていく必要があると考えられる。

その一方で、民間賃貸住宅の大家等は、依然として、居住トラブルへの懸念から、要配慮者の入居受入れに高い抵抗感が見られることから、引き続き、要配慮者の入居受入れに伴うリスクとその対応についての適切な情報提供、入居受入れにあたっての負担の軽減策の実施とより一層の周知が求められる。

さらに、大家等の不安を解消するとともに、様々な課題を抱えた要配慮者の居住の安定確保を実現するためには、様々な主体が連携した重層的な居住支援が必要不可欠であることから、要配慮者を支援する関係者がそれぞれの役割に応じて連携して居住支援を行う意識・風土を醸成するとともに、関係者の居住支援に関する知識・技能の向上、住宅分野と福祉分野の双方に精通した人材の育成、住宅と福祉の関係者の連携強化によるネットワークの構築が求められる。

以上のことから、要配慮者の多様なニーズに対応し、居住の安定確保を実現するため、大家等の負担の軽減や地域における多様な住宅ストックの活用を通して、セーフティネット住宅や居住サポート住宅等、要配慮者が入居しやすい住宅のさらなる供給促進を図るとともに、居住支援コーディネート事業の取組み等を通して、住宅と福祉の関係者が連携した居住支援の実績を積み重ねることで、地域における居住支援活動のノウハウの蓄積やネットワークづくりを進めていく必要があると考えられる。

大家等のニーズに関するアンケート調査

Q1 あなたの立場をお聞かせください。(必須・複数選択可)

民間賃貸住宅の大家(賃貸人)  
賃貸住宅の仲介事業者  
賃貸住宅の管理事業者  
その他( )

Q2 あなたが所有(又は貴社が仲介・管理・サブリース)する賃貸住宅を賃貸する際に、連帯保証人の確保または家賃債務保証サービスの利用を条件としていますか。(必須・該当するものを1つ選択)

「連帯保証人の確保」を求めている  
「家賃債務保証サービスの利用」があれば連帯保証人を求めている  
「連帯保証人の確保」と「家賃債務保証サービスの利用」の両方を求めている  
「連帯保証人の確保」も「家賃債務保証サービスの利用」も求めている

Q3 あなたが所有(又は貴社が仲介・管理・サブリース)する賃貸住宅を賃貸する際に、緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。(必須・該当するものをすべて選択)

親族  
友人・知人  
企業や民間団体などの法人  
緊急連絡先の確保を求めている  
その他( )  
家賃債務保証事業者等が定めている  
 → Q3-2へ

Q3-2 家賃債務保証会社等において緊急連絡先としてどのような条件を定めていますか。(必須・該当するものをすべて選択)

親族  
友人・知人  
企業や民間団体などの法人  
その他( )  
わからない

Q4 あなたが所有(又は貴社が仲介・管理・サブリース)する賃貸住宅において、特に対応に苦慮したトラブルを3つまで選択してください。(必須・3つまで選択可)

家賃滞納 →Q4-2へ  
近隣住民とのトラブル →Q4-3へ  
孤独死や自殺など居室内の死亡 →Q4-4へ  
住宅の使用方法やマナー違反などのトラブル →Q4-5へ  
その他( ) →Q4-6へ  
トラブルの経験はない

Q4-2~4-6 トラブルがあったのは、どのような世帯でしたか。(必須・複数選択可)

高齢単身世帯 高齢者のみの世帯  
障害者単身世帯 障害者のいる世帯  
子育て世帯(ひとり親世帯以外)  
ひとり親世帯  
所得の低い世帯(生活保護受給者など)  
外国人世帯(留学生を含む)  
刑務所等の矯正施設退所者世帯  
その他の世帯( )

Q5 あなたが、住宅確保要配慮者の入居トラブル時に相談支援機関等に相談した経験の有無をお聞かせください。(必須・複数選択可)

区役所等の生活保護の窓口  
区役所等の高齢福祉の窓口  
区役所等の障害福祉の窓口  
保健センターの子育て総合相談窓口  
保健センターの精神障害者福祉相談の窓口  
いきいき支援センター  
障害者基幹相談支援センター  
仕事・暮らし自立サポートセンター  
居住支援法人  
その他( )  
相談支援機関等に相談したことはない  
 →Q5-2へ

Q5-2 相談支援機関等に相談したことのない理由をお聞かせください。(必須・複数選択可)

相談が必要な入居トラブルを経験したことがない  
相談できる窓口を知らない  
どのような対応をもらえるのかわからない  
個人情報であるため相談できない  
相談している時間や余裕がない  
相談しても対応してもらえない  
その他( )

Q6 あなたが所有(又は貴社が仲介・管理・サブリース)する賃貸住宅において、通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う世帯をお聞かせください。(必須・4つまで選択可)

世帯種別	入居を受け入れたくない
高齢者世帯	<input type="checkbox"/>
障害者世帯	<input type="checkbox"/>
子育て世帯(ひとり親世帯以外)	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/>
所得の低い世帯(生活保護受給者など)	<input type="checkbox"/>
外国人世帯	<input type="checkbox"/>
刑務所等の矯正施設退所者世帯	<input type="checkbox"/>
受け入れたくない世帯はない	<input type="checkbox"/>

Q6-2~Q6-8 Q6で選択した世帯を通常の入居審査以外の理由で受け入れたくないと思う理由をお聞かせください。(必須・複数選択可)

家賃の支払いに不安 衛生面や火災等の不安  
近隣住民との協調性に不安 孤立死などの不安  
異なる習慣や言語への不安 保証会社の審査に通らない  
バリアフリーではないなど設備が非対応 特に理由はない

Q7 大家さんや不動産事業者の住宅確保要配慮者の入居受入れに対する不安を解消するために、どのような取組みが必要だとお考えですか。(必須・3つまで選択可)

入居者トラブルに関する大家さん・不動産事業者の相談窓口  
死亡時の残置物処理の手続きに関するサポート  
家賃債務保証や損害保険の商品に関する情報提供  
住宅改修や家賃低廉化、家賃債務保証料などへの行政からの補助  
入居者に対する支援制度などに関する情報提供  
入居者の定期的な見守りや生活支援  
入居者の金銭・財産管理の支援  
保証人や緊急連絡先の確保に係る支援

Q7-2~Q7-9 Q7で選択した取組みは、どのような世帯を受け入れるにあたって特に必要だとお考えですか。(必須・複数選択可)

高齢単身世帯 高齢者のみの世帯(夫婦など)  
障害者単身世帯 障害者のいる世帯  
子育て世帯 ひとり親世帯  
所得の低い世帯(生活保護受給者など) 外国人世帯(留学生を含む)  
刑務所等の矯正施設退所者世帯

Q7-10 Q7の選択肢にある取組み以外で、民間賃貸住宅の大家さんや不動産事業者の住宅確保要配慮者の入居受入れに対する不安解消に効果的だと考える取組みがあればお聞かせください。(任意・自由記述)

Q8 住宅確保要配慮者の入居の受入れの円滑化のため、本市が実施している支援施策について、当てはまるものを選択してください。(必須・該当するものを1つ選択)

①セーフティネット住宅の登録制度 ②セーフティネット住宅専用住宅への住宅改修費補助 ③セーフティネット住宅専用住宅への家賃減額補助 ④セーフティネット住宅専用住宅への家賃債務保証料減額補助 ⑤住まいサポートなごやによる相談・支援 ⑥孤立死・残置物に係る包括的損害保険 ⑦居住支援ガイドブック等による情報提供 ⑧居住支援セミナー等による情報提供	<input type="radio"/> 知っている →Q8-2へ <input type="radio"/> 知らない →Q9へ
--	---

Q8-2 Q8で「知っている」と回答した支援施策の利用について、当てはまるものを選択してください。(必須・該当するものを1つ選択)

利用している  
利用したことはないが今後利用したいと思う } Q9へ  
利用したいと思わない →Q8-3へ

Q8-3 利用したいと思わない理由があればお聞かせください。(任意・自由記述)

Q9 その他、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援策や居住支援の取組みなどについて、ご意見やご要望などありましたらご自由に入力ください。(任意・自由記述)

## 住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査のご協力をお願い

令和7年8月

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課  
(名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会事務局)

平素より、居住支援の促進につきましてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、皆様には、事前にご説明させていただきましたとおり、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けて今後の居住支援の仕組みづくりの基礎資料とするため、福祉部局等の相談窓口を対象に居住支援アンケート調査を実施させていただきたく、ご多忙のところ大変恐縮でございますが、下記のとおり調査票の作成等にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 調査概要

種別	実施方法	調査内容
「要配慮者ニーズ調査」	調査期間中に、各相談支援機関の窓口において受け付けた「住まいに関する相談」について、相談者ごとに個票を作成し取りまとめた上で、住宅都市局住宅企画課へ返送	相談者の基本情報(属性・年代等)、住まいの希望、住み替え先の条件、住宅に困窮する要因・理由、対応内容など
「支援者ニーズ調査」	各相談支援機関において、対象単位ごとに支援ニーズに係るアンケートの回答を作成し、住宅都市局住宅企画課へ返送	各機関の相談支援体制、住宅に関する相談支援を行う上での課題等

#### 2. 「要配慮者ニーズ調査」の調査実施期間 … 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)の1か月間

#### 3. アンケート用紙等(以下のものを各機関・団体あてにお送りしております。)

「要配慮者ニーズ調査」	○報告票… 1部 ○個票…10部(分室ありのいきいき支援センターについては20部)
「支援者ニーズ調査」	○調査票… 1部
共通	○返信用封筒(又は文書交換袋)… 1部

※報告票、個票、調査票の電子データ(エクセル形式)についても、各機関あてに別途メールにて送付いたします。

※紙の個票が不足する場合には、名古屋市住宅都市局住宅企画課あてご連絡ください。追加の個票をお送りします。

#### 4. 「要配慮者ニーズ調査」における報告票・個票の作成・記入方法等

報告票・個票の作成にあたっては、裏面「要配慮者ニーズ調査における報告票・個票の記入にあたって」をご確認ください。

#### 5. 「支援者ニーズ調査」の対象

相談支援機関等ごとに1部作成してください(区役所、支所においては、福祉課、民生子ども課、区民福祉課の高齢福祉担当、障害福祉担当、民生子ども担当、生活保護担当のラインごとに1部作成してください)

#### 6. 調査票の回収について

- (1) 回収期限: 令和7年10月10日(金)必着
- (2) 回収方法: 同封の返信用封筒又は文書交換袋にて名古屋市住宅都市局住宅企画課へご提出ください。
- (3) 該当する相談がなく個票を作成しなかった場合も、「住まいに関する相談件数」を0件として、報告票を作成しご提出ください。

#### 【本件調査に関するお問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課 担当: 福田、園田  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL: 052-972-2772 FAX: 052-972-4172  
MAIL: a2772@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

## 要配慮者ニーズ調査における報告票・個票の記入にあたって

## 1 個票を作成する相談の範囲

相談支援機関等	対象とする相談の範囲
名古屋国際センター事業課	当該機関等で受けた相談のうち「住まいに関する相談」
いきいき支援センター	
障害者基幹相談支援センター	
仕事・暮らし自立サポートセンター	当該機関で受けた相談(住居確保給付金の利用に係る相談を除く)のうち「住まいに関する相談」
区役所福祉課	福祉コンシェルジュによる相談のうち「住まいに関する相談」
区役所民生子ども課	・ひとり親家庭等の相談のうち「住まいに関する相談」 (母子・父子自立支援員及びひとり親家庭応援専門員による相談) ・生活保護に関する相談のうち、生活保護(援護を除く)の新規申請の受理に至った相談であって、住み替え(転宅)の必要がある「住まいに関する相談」
支所区民福祉課	・福祉コンシェルジュによる相談のうち「住まいに関する相談」 ・ひとり親家庭等の相談のうち「住まいに関する相談」 (母子・父子自立支援員及びひとり親家庭応援専門員による相談) ・生活保護に関する相談のうち、生活保護(援護を除く)の新規申請の受理に至った相談であって、住み替え(転宅)の必要がある「住まいに関する相談」
保健センター保健予防課	子育て総合相談窓口の相談のうち「住まいに関する相談」

## 2 「住まいに関する相談」について

- (1)「住まいに関する相談」とは、当該相談窓口等で受けた相談で、個票「3. 住宅に困窮する理由・要因」の住まいに関する困りごとを含む相談とします。ただし、単に施設への入所を主訴とする相談は対象外とします。
- (2)相談者が直接的に訴えた住まいに関する困りごと等だけでなく、相談員・支援員等の相談を受けた担当者(以下「相談担当者」という。)が相談を聞く中で主観的に捉えられた問題や相談者の背景なども含め対象としてください。

## 3 個票の作成・記入について

- (1)調査期間中(令和7年9月1日(月)から9月30日(火))において受けた相談で、「住まいに関する相談」に該当する場合に、1件の相談につき1枚起票してください。
- (2)通常の相談において確認できた範囲で個票への記入をお願いします。個票の質問に回答するために相談者に個票の質問内容を聞き取る必要はありません。不明な項目がある場合には、その旨記入ください。
- (3)個票番号については、集計作業における点検において利用しますので、必ず記入してください。番号は任意の内容で構いません。
- (4)「2-4. 住み替え希望の場合の住み替え先の条件」「3. 住宅に困窮する理由・要因」の質問については、相談者からの聞き取り事項によるほか、相談担当者の主観により、記入いただき構いません。あてはまるものすべてに○をつけていただき、さらに「主たるもの」(相談担当者の主観で構いません)に◎をつけてください。
- (5)「4. 住宅に困窮する緊急度」については、相談の状況等から相談担当者の主観によりあてはまるものに○をつけてください。緊急性の程度が分からない場合には「不明」としてください。

## 4 報告票の作成・記入について

- (1)作成された個票を取りまとめるかたちで、名古屋市住宅都市局住宅企画課への提出にあたり、各相談支援機関等で1枚作成してください。
- (2)「1. 住まいに関する相談件数」については、住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査【個票】の枚数と一致させてください。
- (3)該当する相談がなく個票を作成しなかった場合においても、「住まいに関する相談件数」を0件として、報告票を作成しご提出ください。

---

住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査 報告票

---

相談支援機関等の名称	
------------	--

1. 住まいに関する相談

当月中に受けた相談のうち住まいに関する相談件数	
-------------------------	--

(住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査【個票】の枚数と一致させてください。)

2. 本件に関する問い合わせ担当者

担当者名	
連絡先	

(集計作業にあたり名古屋市住宅都市局住宅企画課からの照会に対応していただく担当者を記載ください)

ご協力ありがとうございました。(名古屋市住宅都市局住宅企画課 052-972-2772)

住宅に困窮する住宅確保要配慮者に関するニーズ調査【個票】

個票番号  (個票の管理のためナンバーリングしてください。番号は任意のものを使用ください)

各機関で受けた相談のうち、「住まいに関連する相談」について、当該相談で把握した範囲において以下の状況を記載ください。1回の相談につき、本票1枚を起票してください。

1. 相談者の基本情報

(1) 相談をされた方の情報(あてはまるものに○をひとつ)

①本人	②本人以外
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(1)-2 本人以外の場合の本人との関係(あてはまるものに○をひとつ)

本人との関係	①家族	②友人・知人	③支援者	④その他( )
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 住宅確保要配慮者の属性(あてはまるものすべてに○)

①高齢者	障害者					⑦低額所得者	⑧外国人
	②身体障害	③知的障害	④精神障害	⑤発達障害	⑥難病・その他		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨子育て	⑩ひとり親家庭	⑪刑務所等の矯正施設等退所者	⑫その他( ) 例: DV被害者など			⑬不明	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	

(3) 年齢について(あてはまるものに○をひとつ)

①20歳未満	②20代	③30代	④40代	⑤50代	⑥60代	⑦70代	⑧80歳以上	⑨不明
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(4) 現在の住まいの状況(あてはまるものに○をひとつ)

①持ち家(戸建て)	②持ち家(マンション等)	③民間借家	④市営・県営住宅
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤UR・公社住宅	⑥住まいなし	⑦その他( )	⑧不明
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 本人の住まいの希望(あてはまるものに○をひとつ)

①住まいの確保や現在の住まいからの住み替えを希望している	<input type="checkbox"/>
②現在の住まいの改善(住宅改修やリフォームなど)を希望している	<input type="checkbox"/>
③その他( )	<input type="checkbox"/>
④不明	<input type="checkbox"/>

▶ 2-2 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の住まいの希望(あてはまるものすべてに○)

①民間借家	②市営・県営住宅	③UR・公社住宅	④その他( )	⑤不明
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▶ 2-3 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の居住地の希望(あてはまるものすべてに○)

①現居住学区内	②現居住区内	③市内(現居住区外)	④市外
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤特に希望なし(どこでもよい)			⑥不明
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

2-4へ

(裏面へ)

2-4 住まいの確保や住み替え希望に○をした場合の住まいの条件(あてはまるものすべてに○をし、そのうち主たるものを◎としてください)

①家賃の安さ	②間取りの広さ	③築年数や設備	④駅から近い
⑤スーパー等から近い	⑥病院・診療所が近い	⑦親族の家に近い	⑧静かな場所
⑨低層階若しくはエレベーターの設置		⑩その他( )	⑪不明

3. 住宅に困窮する理由・要因(あてはまるものすべてに○をし、そのうち主たるものを◎としてください)

①立ち退き・取り壊しなどによる退去の問題	
②退院・退所による住まいの確保の問題	
③退寮(失業・卒業など)による住まいの確保の問題	
④資産や収入の減少(失業、退職など)による家賃負担の問題	
⑤家賃滞納・支払遅延などの問題	
⑥保証人・緊急連絡先の確保など賃貸借契約に関する問題	
⑦家族構成の変化(出産、配偶者との離別・死別など)の問題	
⑧家族関係の問題	
⑨虐待やDVなどの問題	
⑩身体状況の変化や疾病などの問題	
⑪意思疎通や言語対応に関する問題	
⑫近隣トラブルなどの問題	
⑬居住環境・衛生上の問題(居室内にごみが溜まっているなど)	
⑭原状回復費用など賃貸借契約上のトラブルに関する問題	
⑮住まいの改善(バリアフリー化・リフォームなど)の問題	
⑯その他 ( )	

4. 住宅に困窮する緊急度(あてはまるものに○をひとつ)

①住居がない若しくは現在の住居を喪失するおそれがあるなど緊急性が高い	
②住宅の喪失のおそれはないが、住環境などの理由から早急な対応が必要	
③住宅に困窮しているが、緊急性は低い	
④緊急性の程度は不明	

5. 住まいに関する相談の対応内容(あてはまるものすべてに○)

①公的住宅(市営・県営・公社住宅等で福祉向を除く)の情報を提供	
②福祉向市営住宅の募集案内の情報を提供	
③名古屋市「住まいの相談」(民間賃貸住宅入居相談を除く)を案内	
④民間賃貸住宅入居相談(名古屋市「住まいの相談」)を案内	
⑤居住支援法人を案内	
⑥民間住宅(高優賃・サ高住・セーフティネット住宅)に関する情報提供	
⑦介護・障害・生活保護等の福祉制度の手続きを案内又は情報を提供	
⑧介護・障害・保護等の施設を案内又は情報を提供	
⑨他の関係機関・民間団体等を紹介・案内	
⑩当該相談支援機関で相談を継続	
⑪不動産店等へ同行し、入居支援を実施	
⑫相談のみ	
⑬その他 ( )	

ご協力ありがとうございました。

居住支援を行う相談支援機関等のニーズに関する調査 調査票

相談支援機関等の名称	
------------	--

1. 住まいに関する相談支援体制

貴機関・部署において、相談支援業務に従事している職員（専任以外を含む）の人数をご記入ください。

常勤			人
非常勤			人

1-2. 相談支援業務に従事している職員について、当てはまるものに○を記入してください。（その他選択時はカッコ内に具体的な内容を入力）

①相談支援業務を専任で行う相談支援員等を配置して対応している	
②専任の相談支援員等は配置しておらず、通常の窓口業務の一環として対応している	
③専任の相談支援員等に加え、通常の窓口業務の一環として対応している	

1-3. 相談支援業務に従事している職員について、当てはまるものに○を記入してください。（いずれかを選択）

①社会福祉士等の専門職を配置して対応している	
②専門職は配置せず事務職員が対応している	
③専門職とそれ以外の事務職員で対応している	

2. 貴機関・部署において、住宅に関する相談支援を行う上で、課題となっている事項に○を記入してください（複数選択可・その他選択時はカッコ内に具体的な内容を入力）

①職員の確保	
②職員の知識・技能の向上	
③福祉等の連携先の確保	
④連携先不動産事業者の確保	
⑤個人情報の取り扱い	
⑥物件情報の入手	
⑦その他( )	

（裏面へ）

3. 貴機関・部署において、住宅に関する相談支援を行う中で、住宅確保要配慮者の入居円滑化にあたって必要だと感じる事項を3つ選択し、○を記入してください(3つまで選択可・その他選択時はカッコ内に具体的な内容を入力)

①大家等を対象としたセミナーなどの啓発	
②入居後の人的な見守り支援	
③機械見守りなどによる安否確認	
④住まい探し等の同行支援	
⑤緊急連絡先の引受け	
⑥死亡後等の残置物処理の支援	
⑦大家・管理会社等との連携	
⑧他機関と連携した重層的な支援	
⑨関係機関間の調整を行う相談窓口	
⑩その他( )	

4. 貴機関・部署において、住宅に関する相談で対応に困ったことや今後必要と思われる支援メニューに関するご意見、この調査票の回答に関する補足事項などがありましたらご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。(名古屋市住宅都市局住宅企画課 052-972-2772)

居住支援法人を対象としたアンケート調査

Q1 令和6年度に住宅確保要配慮者より貴法人に寄せられた住まいに関する相談件数について、相談対応を行った世帯種別ごとに当てはまるものを選択してください(必須・1人で複数の世帯種別に該当する場合は、それぞれで1件ずつカウント)

世帯種別	実績なし	10件未満	10件以上 50件未満	50件以上 100件未満	100件以上
高齢者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身体障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
知的障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
精神障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発達障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
難病等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子育て世帯(ひとり親世帯を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活保護受給者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
低額所得者(生活保護受給者以外)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外国人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
刑余者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総数(実人数)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q2 令和6年度において、貴法人に寄せられた住宅確保要配慮者に関する住まいの相談のうち、本人以外の方からの相談について、当てはまるものを選択してください。(必須・相談経路ごとに選択)

相談経路	実績なし	10件未満	10件以上 50件未満	50件以上 100件未満	100件以上
家族からの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
知人・勤務先からの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大家・管理会社からの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不動産関係者(大家・管理会社を除く)からの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
福祉等相談支援機関からの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区役所・支所、保健センターからの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
行政機関(区役所・支所、保健センターを除く)からの相談	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Q3 令和6年度に貴法人で相談を受けた住宅確保要配慮者について、どのような世帯種別が多かったでしょうか。上位3つまで選択してください。(必須・3つまで選択)

- 高齢者 障害者 子育て世帯 低額所得者 外国人 刑余者 その他

Q3-2 Q3で選択した住宅確保要配慮者より貴法人に寄せられた相談の主訴としてどのようなものがあったでしょうか。相談対応を行った世帯種別ごとに一番多かったものに1を、二番目に多かったものに2を、三番目に多かったものに3を入力してください(必須・Q3で選択した世帯種別のみ)

	対応による退去への	立退き・取壊し	保後の住居確保	退院・施設退	会社寮退後の住居確保	DV・離婚等の対応	身体状況の変化に伴う住替え	老朽化に伴う住替え	住替え	低家賃への住替え	住居確保	親元等からの自立・独立に伴う住居確保	緊急連絡先の確保支援	入居後の見守り支援	近隣トラブルの対応	その他
順位(数字を入力)																

Q3-3 Q3-2で「その他」を上位3つに選択した場合は、「その他」の具体的な内容を入力してください。(任意・自由記述)

Q4 居住支援法人業務を行うにあたって課題と感じていることを選択してください(必須・複数選択可)

- 職員の確保  
職員の知識・技能の向上  
財源の確保  
居住支援法人が実施する事業の認知度  
福祉等の連携先の確保  
連携先不動産事業者の確保  
物件情報の入手  
サブリース物件の確保  
その他( )

Q5 住宅確保要配慮者の入居促進にあたって効果的だと考えられる取組みのうち上位3つを選択してください(必須・3つまで選択)

- 大家等を対象としたセミナーなどの啓発  
住まい探し等の同行支援  
サブリースによる住宅の提供  
残置物の処理に関するモデル契約条項の活用  
残置物の処理  
入居後の人的な見守り  
機械見守りなどによる安否確認  
緊急連絡先の引受け  
他機関と連携した重層的な支援  
関係機関間の調整を行う相談窓口  
大家と居住支援法人のマッチング  
その他( )

Q6 貴法人における居住サポート住宅認定制度の活用について、当てはまるものを選択してください。(必須・いずれかを選択)

- 自社の事業として実施(活用)予定  
活用する予定はない  
未定

Q6-2 貴法人において居住サポート住宅認定制度を活用する上での課題または実施しない理由のうち、当てはまるものを選択してください。(必須・複数選択可)

- 自社にノウハウがない  
人員を確保できない  
採算に課題がある  
連携する大家等が見つからない  
活用できるサブリース物件が見つからない  
入居者の確保が困難  
制度の内容がよくわからない  
自社の事業としてなじまない  
その他( )

Q7 貴法人における残置物処理業務の実施状況について、当てはまるものを選択してください。(必須・いずれかを選択)

- 自社の事業として実施中または実施予定  
実施する予定はない  
未定

Q7-2 貴法人において残置物処理業務を実施する上での課題または実施しない理由のうち、当てはまるものを選択してください。(必須・複数選択可)

- 自社にノウハウがない  
人員を確保できない  
採算に課題がある  
連携する大家等が見つからないため  
サービス利用者の確保が困難  
制度の内容がよくわからないため  
自社の事業としてなじまない  
その他( )

Q8 その他、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援策や居住支援の取組みなどについて、ご意見やご要望などありましたらご自由に入力ください(回答内容について別途詳細をお伺いすることがあります)。(任意・自由記述)